

横浜移民合資会社の力ナダ移民送出

一八九三年—一八九四年—

佐々木敏

二

はじめに

一、横浜移民合資会社の設立から移民保護規則発布まで

横浜移民合資会社設立願

横浜移民合資会社の移民送出とカナダの労働市場の状況

横浜移民合資会社のカナダ出稼者募集についての調査

移民保護規則発布による横浜移民合資会社の規則等の変更

二、移民の不当取扱の発覚と晩香坡在住日本人総代の意見書

送出移民の急増

無錢渡航者の発覚

移民不当取扱の訴え

晩香坡在住日本人総代の意見書

三、移民保護規則にもとづく認可から廃業まで

横浜移民合資会社の移民取扱人営業願書及び保証金額についての審議

横浜移民合資会社晩香坡代理店引き払い

移民保護規則制定以後のカナダ渡航者の減少

横浜移民合資会社業務廃止の申請

はじめに

この研究は初期移民会社の研究の一部をなすものである。私は明治二四年にカナダの晩香坡島のニニオン炭坑に契約移民を送出した神戸移民会社（のちに日本明治移民会社と改称）について論文をまとめたことがある。その時も感じたことであるが、わが国の出移民史研究の中の移民会社の研究は、まだ概略的な通史的研究はなされているが、各移民会社の実態を丁寧に追い掛けたものは少ない。

これまでの移民会社の研究の主なものをあげると、論文では、石川友紀「日本出移民史における移民会社と契約移民について」（『琉球大学法文学部紀要社会篇』一九七〇・四）、石川友紀「フィージ諸島における日本人契約移民について」（『移住研究』一九七七・七）、児玉正昭「初期移民会社の移民募集とその実態」（『広島県史研究』一九七八・三）、児玉正昭「移民会社についての一考察」（『芸備地方史研究』一九八〇・一〇）、児玉正昭「移民会社の実態」（『史学研究五十周年記念論叢日本編』一九八〇・一〇）、押本直正「移民会社と船会社」（『移住研究』一九八一・三）、佐々博雄「移民会社と地方政党」（『國士館大学文学部人文学会紀要』一九八三・一）、石川友紀「西インド仮領ガードループ島における日本人契約移民について」（『移住研究』一九八三・三）、単行本ではアラン・T・モリヤマ『日米移民史学』[Imingaisha]（PMC出版、一九八八・七）、がある。石川論文は「日本出移民史における移民会社と契約移民について」で移民会社が各国に送り出した契約移民を概括的に扱っている。そして「フィージー諸島における日本人契約移民について」と「西インド仮領ガードループ島における日本人契約移民について」とは吉佐移民会社の移民送出の実態の研究である。児玉論文は、移民会社による移民送出の概略を論ずると共に、広島県

に事務所を置く移民会社の実態を追跡したものである。アラン・モリヤマの著書は原名は「移民会社」であり、移民保護法制定後にハワイに契約移民を送出した移民会社の日本での送出過程と、ハワイでの契約移民の受入過程を追求したものである。

これらの移民会社の研究は、ほとんどが明治二七年の移民保護規則の制定以後を取扱つており、それ以前の研究は、石川の吉佐移民会社の研究のみであるといつてよい。

私の本誌前号の「榎本武揚の移民奨励策とそれを支えた人脈」も、以下に述べる神戸移民会社の研究も、共に移民保護規則制定以前の移民会社の研究である。

私は日本人移民史研究のなかでも、特にカナダ移民の研究をしている。カナダに初めて移民を送出した移民会社は神戸移民会社（後に日本明治移民会社と改称）である。神戸移民会社については「カナダ・ユニオン炭坑と神戸移民会社」、「ユニオン炭坑第二次契約移民」、「明治移民会社による自由渡航者の送り出し」（『汎』第六号—第八号、PMC出版、一九八七—一九八八年）で詳しく論じた。本研究は、神戸移民会社に続く時期にカナダ移民を送出する横浜移民合資会社の研究である。

神戸移民会社（後の日本明治移民会社）は、明治二十四年一月に初めてカナダの晩香坡島のユニオン炭坑に一〇〇人の契約移民を送出したが、その中に炭坑経験者はほとんどおらず、坑夫としては使うことが出来ないので、まともな仕事を割当ててもらえなかつた。またこれらの契約移民は英語が全くわからなかつたので、白人から仕事を教わることも出来なかつた。そのため移民会社は、これらの移民の教育のため明治二十五年八月七三名の炭坑経験者を送出することにした。ところが移民を送出する直前に、不況のため炭坑が一次閉山との連絡が来た。会社は渡航させても何

とかなるだろうと考え、七三名を送り出した。閉山は一ヶ月まで続き、新旧あわせて一七三人の移民は生活困難に陥った。その間に移民の半数以上は他に仕事を求めて、転出した。移民会社は残った者たちの生活費を送り、炭坑再開までの生活を支えた。炭坑が再開した後、移民たちは給料や労働条件などで会社と対立し、数回ストライキを行なつた。最終的には白人と同じ請負給と労働条件を獲得したが、翌明治二六年春開墾、伐木、漁業などの仕事ができる季節になったとき、移民の大半が逃亡した。会社は、ユニオン炭坑契約移民で膨大な損失をこうむつたので、その後は移民の渡航周旋の手数料収入を目的とする自由渡航者の周旋に切替えた。会社は明治二六年一月から八月の間に合計四九八人の自由移民を米国ならびにカナダに送出した。しかし八月桑港(サンフランシスコ)に転航させた移民が契約移民禁止条令違反で送還されたとか、北米西海岸地域での不況のため、会社は九月以降カナダへの移民の送出をやめた。

横浜移民合資会社がカナダに移民を送出するようになるのは、この神戸移民会社による自由渡航者の周旋時代からであり、神戸移民会社が営業していた明治二六年の取扱い人数は少ないが、翌二七年になって急増している。

本研究は明治二六年横浜移民合資会社の設立から、二八年の廃業届の提出までを、外務省外交史料館所蔵史料を主として用い、その実態を明らかにしようとするものである。使用した主な史料は、史料番号三一八一二一三六「横浜移民合資会社業務関係雑件」、史料番号三一八一一一〇「英領土カナダに於ける本邦人渡航制限及排斥一件」一九一、史料番号三一八一一三一「明治移民株式会社業務上の実況取調並同会社よりヴィクトリヤ及布^ハ畦等へ出稼人募集一件」である。

一、横浜移民合資会社の設立から移民保護規則発布まで

横浜移民合資会社設立願

横浜移民合資会社の設立願書が神奈川県知事に提出されるのは明治二六年七月三一日のことである。まずその願書から見てみよう。

横浜移民合資会社設立の儀に付願⁽¹⁾

近時本邦人海外出稼の志願頃に勃興し、外国諸方へ渡航するもの日を逐ふて其数を相増候は本国人口の増殖及彼我労働賃金の高低に基きたると、加ふるに民智の開發に連れ漸く福利を国外に習得せんとするに由るものにして、國家の為め前途大に慶すべき現象と奉存候。然るに從来本邦人が重もに移住を希望するは北米合衆国と布陸國とに有之候得ども、布陸國は渡航條約の存するあり、又北米合衆国は銳意方に移民禁止條例を厳施しあれば、今日の場合他に好良の移住地を索め邦人の需要に応ずる事最大の急務と思料仕候。而して之れを圖らんとするは即ち本社の目的にして本社は此の目的を達する為には広く海外諸国と氣脈を通じ、其氣候風土より万般の事情を調査し、若し邦人に適當なる需要地あるに方ては該地に於ける相当の会社若くは個人と堅確なる契約を結び、其都度之れに対し御認可相受候上需要の人員を相送り可申、且つ其相送り候人員中若し疾病其他不具等に相成り帰朝せんとするも外國の雇主破産等の不幸に依り予て本社と結びたる契約の旅費を支給する事能はざる場合に至り我が在外領事館若くは公使館の手を煩はし帰朝致候節は之が為め相生候費用は本社は官厅に対し直接に其責に可任候。其他個々の出稼人に対しては当地奸黠の徒夫の朴訥質直なる農夫が種々の事情に暗く旅券の出願、乗船の手続き等万端不便を極むるを見て其機に乘じ甘言之を欺き種々の手段を運らし因て不正の利を占むるが如きの弊害を杜絶し、是等渡航者の為め誠実周旋の勞を執り以て利便を与へんとするは是亦本社付從の目的にして、要是同胞の愛護と國益の増加とを相図り茲に横浜移民合資会社を設立す次第に御座候。而して本社は本社の確実堅固を表示する為め営業の保証として尙進で事業發達するに隨ひ御序の御下命次第該保証金を適宜増額可致候。元來本事業は國家の損益に關し、尚直接に本邦人の利害に係る事柄なれば常に御序の監督を離るる事を得ざる事業と愚考仕候。依て予め本社設立の儀御認可相受度候間幸に微意御諒察の上本願御認許被成下度別紙契約書相添此段奉願候也。

明治二十六年七月三十一日

神奈川県横浜市宮崎町三十二番地

大西正雄

同県同市居留地加賀町二百七十二番地

飯泉金次郎

同県同市元町一丁目七番地

脇沢金次郎

神奈川県知事 中野健明殿

この願書には、純朴な農民が狡猾な移民周旋業者の甘言にだまされて、旅券の出願、乗船の手続、その他で数々の手数料をだましとられて いる弊害をなくし、真に移民のためになるように努めることをうたつて いる。

この設立願を受取った神奈川県知事は、許可を与えるにあたり何か注意すべき点はないか、八月三日に外務次官林董⁽¹⁾に伺状を出している。

これに対し、外務次官は八月七日「横浜移民合資会社設立一件に付回答⁽²⁾」を発している。その中で「右は組織上不都合も無之、且旅券授受上目下民間に相生候弊害匡済の一手段とも相成、移住民保護上便益可有之に付」と許可の方針を認めて いる。ただし移民会社許可に関する最大の問題点は、移民の海外到着後の問題であることを指摘し、第一点として、横浜移民合資会社は、目的をアメリカ合衆国、ハワイ以外で移民に適した土地を探し、現地の会社または個人と契約を結んだ後で移民を送出するとして いるから、仕事の周旋に関する問題はないだろう。第二点として、渡航を奨励するが、渡航後の世話をまったくしない会社があることを述べ、保証金を積んで いるから問題はないだろうが、実際に帰国を必要とする場合、契約労働者は年限があるから会社の責任期間が明確であるが、一般渡航者の場合は期限がないので、会社の保証期間をどう決めるかが問題であると指摘して いる。外務次官の指示にしたがって、神

奈川県知事は会社にさるに渡航者に対する責任について、態度を明確にするよう通達している。

そして九月二日付で横浜移民合資会社設立願と契約書が神奈川県知事に提出され、九月九日に認可されている。⁽⁴⁾ こ

の九月二日付の会社設立願は、七月三一日付のものと渡航者に対する責任の個所に違いが見られる。七月三一日の設立願で

且つ其相送り候人員中若し疾病其他不具等に相成り帰朝せんとするも外國の雇主破産等の不幸に依り予て本社と結びたる契約の旅費を支給する事能はざる場合に至り我が在外領事館若くは公使館の手を煩はし帰朝致候節は之が為め相生候費用は本社は官庁に対し直接に其責に可任候。

という個所が九月二日のものでは、次のように改められている。

本社を經由し渡航致候者左に記載せる事情の為め我が領事館等を煩はし帰朝致候節は其旅費は官庁に対し直接に其責に可任候。

第一 契約出稼人は本人疾病若くは不具となり帰朝せんとするに方り雇主破産等不測事変の為め予て本社と締結したる契約の旅費を支給し能はざるとき

第二 個々出稼人は渡航後二ヶ年以内に糊口の途に迷ひ帰朝するとき及び北米合衆国移民禁止条例により追還されたるとき

同時に提出された「横浜移民合資会社契約」の主な項目を見てみよう。会社の本社の住所（第六条）は横浜市本町五丁目七十一番地（七月三一日のものでは、尾上町五丁目八十一番地）におかれている。資本金（第八条）は五万円で、その四分の一を社員が平等に出資する。営業年限（第十条）は、開業の日より満一〇年で、営業保証金（第十二条）として金一万円を供託している。営業手数料（第十二条）については、あらかじめ神奈川県知事の認可を受けることを決めていいるだけで、詳細は規定していない。

横浜移民合資会社の移民送出とカナダの労働市場の状況

横浜移民合資会社が認可を受けた後、明治二六年中に渡航させたものについては、外交史料館資料「横浜移民合資会社の取扱を経て海外へ渡航せし者の名簿差越方神奈川県知事へ依頼の件」という綴りの中に資料がある。

明治二六年九月四日、まだ会社の認可が下りる前に外務大臣官房移民課長原敬より神奈川県知事に、参考上必要という理由で、渡航者名簿をその都度提出するよう通達が出されており⁽³⁾、明治二六年中に報告は五回提出されている。

第一回の報告⁽⁶⁾は一〇月五日で、人数一三人、全員山口県出身（外村権六、外村熊蔵、佐原節藏、栗屋熊次郎、松岡吉次郎、外村与市、西元竹蔵、小田兵治、中川好松、国久長松、森吉吉蔵、棟広富左吉、松田茂左衛門）で、行先はカナダ、目的は農業である。

第二回の報告⁽⁷⁾は一一月二日で、人数一四人、行先は布川秀松（和歌山）がオーストラリア、他の一三人はカナダである。一三人は神奈川県一人（矢島武雄）、滋賀県二人（河崎惣次、浜川三弥）、和歌山県七人（中尾市松、木下安之助、横手久吉、山本豊路、松本喜松、杉本繁松、宮本盛之助）、山口県一人（吉元孝吉）、福岡県二人（広戸熊次郎、秋吉松太郎）で、目的は宮本は商業規察であるが、他は農業である。

第三回の報告⁽⁸⁾は一一月二一日で、人数二〇人、行先は村詰平次郎（和歌山）のみオーストラリア、他はカナダである。一九人は三重県一人（榎原桂次郎）、福岡県一人（中村新太郎）、和歌山県一七人（湯比仲之助、藤社小三郎、屋鼻次郎、吉、関虎吉、山田嘉之助、中山基治、岩崎寿吉、富岡孝太郎、富岡東作、梶湯太郎、片桐岩吉、浅利鶴松、中道徳松、下野吉太郎、山本岩吉、小田四郎作、畠中善松）で、目的は全員農業である。

第四回の報告⁽⁹⁾は一一月二七日で、人数二二人、行先はオーストラリアが和歌山県三人（横畠捨松、山崎虎吉、谷口音

横浜移民合資会社のカナダ移民送出

吉)で、目的は漁業、布哇が広島県一二人(角尾代蔵、浜本百太郎、新藤宮吉、河崎岩太郎、河崎佐吉、河崎常太郎、浜岡和三太郎、上野松次郎、上野ミカ、沢村忠平、森本直太郎、松村四方次郎)で、目的は商業、カナダが和歌山県二人(山崎徳太郎、保田音松)、山口県五人(脇本権之助、中谷太助、河内国蔵、内田為吉、安田三之進)の合計七人で、目的は農業である。布哇はまだ官約移民時代であるので、砂糖黍農場の労働者を民間の移民会社が送出することはできなかつた。

第五回の報告⁽¹⁰⁾は一二月四日で、人数は七人、全員行先はカナダ、目的は農業である。布尾徳松、土井徳三郎、谷本富蔵、岩本春松、山崎太郎松)である。

この年に横浜移民合資会社によって旅券をえた移民の総数七六名、その行先はカナダが五九名、オーストラリアが五名、ハワイが一二名であつた。

この時期まで、カナダへの自由渡航者の斡旋を主たる事業にしていたのは前述の日本明治移民会社(神戸移民会社の改称したもの)であつた。参考までに日本明治移民会社の送出した移民数をあげると、⁽¹¹⁾

第一回	明治二六年一月七日出航	アメリカ	二名	カナダ	二名	合計	四名
第二回	明治二六年二月二三日出航	アメリカ	二七名	カナダ	三六名	合計	六三名
第三回	明治二六年三月二十五日出航	アメリカ	六一名	カナダ	三四名	合計	九五名
第四回	明治二六年四月一二日出航	アメリカ	二名	カナダ	二五名	合計	三七名
第五回	明治二六年五月一三日出航	アメリカ	四名	カナダ	七五名	合計	七九名
第六回	明治二六年六月四日出航			カナダ	四一名	合計	四一名
第七回	明治二六年六月二十四日出航			カナダ	六一名	合計	六一名
第八回	明治二六年七月二九日出航			カナダ	八八名	合計	八八名
明治二六年九月以降の分				カナダ	四〇名	合計	四〇名
合計		アメリカ九六名		カナダ四〇二名	合計	四九八名	

日本明治移民会社がカナダ移民の送出を止めるにいたるのは、カナダに居る会社の代理人が、第七回移民のうち二〇名を桑港に転航させたが、現地に面倒を見る者が誰も居らず、移民たちが領事館に救助を求めたこと、第八回の移民のうち五五名を桑港に転航させたが、契約移民として上陸拒否されヴィクトリアに送り返されたこと、などから大問題になつたためである。この送還者について晚香坡領事館清水事務代理は一〇月二八日付外務次官宛報告のなかで、次のことと述べている。⁽¹²⁾

桑港から送還された五〇名は、ほとんどが無錢の輩で、会社の出張員長野桂次郎に救助を求めた。しかし長野も会社から資金を預かっている訳ではないので、一先ず州政府所属の移民宿舎を借りて住まわせ、移民中の少しでも金を持つていてものに出金せしめて当座の飢えをしのいだ。そのうち道路工事約三〇名の仕事があり、一ヶ月たつた今、国元から送金があつて米国に入国したもの一二三名、ヴィクトリア周辺で農業、製材業、伐採などで働くもの三一名、家僕に雇われるもの五名など、なんとか就職した。移民会社が汽船乗込みまでの責任しか採らないものならば別であるが、もし上陸後までの責任を採るものならば、現地代理人に相当の金額の資金を預けておくべきである、など。

横浜移民合資会社が移民を送出し始めたのは、実にこのような時期、つまり日本明治移民会社が、自社の送出した移民の就職を見付けるのに困難を感じていた時期である。

この時期のカナダ・アメリカの労働事情について、清水事務代理の一〇月一二一日付報告「太平洋岸北部に於ける労働者失業に關し報告の件」は、次のように述べている。⁽¹³⁾

銀貨の暴落に因り合衆国の財務上非常の恐慌を生じ、百般の事業萎縮の有様は世人の熟知する所なるが、太平洋沿岸諸州は殊に甚だしく、其影響は延いて当ブリティッシュコロンビア州にも波及し商況緩慢にして、当州重要事業の一つなる錫材所の如きも全く休業し又は其の産額を減ずるもの多し。南進して合衆国に至れば事業の不振一層甚だしいと云ふ、之が為めに日雇の労働者にして其業を失ふもの日に多きを加へ、シャトル、タコマ地方に於ては白人労働者相連合し殊に日支労働者の就業を妨げんことを勉

むるもの追々増加の勢ありと云ふ。(例省略) 当州に於てはフレザー河白人騒擾以後日支労働者に対し別に不穏の色あらざれども鮭漁の季節(自六月初旬至九月初旬)は既に去り鋸材の事業は振るはず(当市最寄一四ヶ所の内五ヶ所は休業、其營業中のものも傭人を減し又は給料を下げたもの多し) 労働市場は供給過多を以て苦しめり、殊に冬期中は殆んど毎日降雨の例にて諸業不振の地方なるにより労働者の其産を失ふものは益々多かるべし。 今在留労働者中無業又は漸く糊口の資を得るに過ぎざるもの概数を聞くに左の如し

晩香坡市最寄及フレザー河漁場

凡百四五十人

ヴィクトリア市

凡五六六十人

スキーナ河漁場及最寄

凡六七十人

シャトル及タコマ最寄

凡三百人

然るに毎度報告したる如く加奈陀線及び北太平洋線の汽船にて毎便渡航する労働者の数は少くも五、六十名多きは百名以上に達せり、当地にて新渡航の者をグリーン・ジャップと称し諸事不熟練の為め平素にても需用少く給金薄きを常とする事なるに、況んや目下の状況にては新渡航者の就業益々困難なるべし、出稼の為め新たに渡航せんとするもの熟考を要するの秋なり。

横浜移民合資会社が送出する移民も、現地の事情を考え明治二七年三月二二日第一回報告の分までは人数もそんなどくはない。

第六回報告は明治二六年一二月二五日で、人数三七人、行先はオーストラリアが七人、カナダが一二人、ハワイが一八人である。オーストラリアの七人は皆和歌山県人(岩本春松、谷本富蔵、山崎太郎松、松尾徳松、土井徳三郎、横溝四郎松、田中吉太郎)で全員第五回の時にカナダ移民を希望したものが、旅券の行先を変更したものである。カナダの一二人は広島県四名(丸山省三、吉宗善五、吉宗彦熊、中島栄次郎)、兵庫県二名(恩田亀次郎、木戸梅次郎)、山口県五名(難波市三郎、町田太市、荒田林吉、向井市五郎、松宮兼吉)、和歌山県一名(北村磯吉)である。ハワイの一八名は山口県二名(宮田徳三郎、志熊和市郎)、広島県一六名(石居九十郎、藤井豊助、加藤忠太郎、寺田亀太郎、江本梅吉、谷口孫太郎、門前直太郎、中村伊八、浜本虎吉、鍵本恵太郎、神保太郎、三宅貞蔵、村田伊三郎、津田野万太郎、松本雛吉、石井寅吉)である。⁽¹⁴⁾

第七回報告は明治二七年一月一六日で、人数は二四人、オーストラリア六人、アメリカ九人、カナダ九人である。

オーストラリアの六名は皆和歌山県人（畠中秀松、玉置茂市、清水杉松、船井乙吉、西山伊作、土手広吉）である。アメリカは和歌山県二名（前春松、中本吉三郎）、愛知県六名（浅井昇太郎、梶田亀吉、長谷川房治郎、梶田清五郎、前野亀太郎、浅井鶴治郎）、熊本県一名（野田鶴平）の九人である。カナダは九名全員熊本県（甲斐八郎、松永徳平、村崎吉太郎、米村安太郎、吉田又十、佐竹平八郎、野尻米三郎、大村三二、藤本万太郎）である。⁽¹⁵⁾

第八回報告は一月二十五日で、人数は一九人、ハワイが二名、アメリカが一七名である。ハワイは広島県二名（猫田兵次郎、万本ウタ）、アメリカの一七名は熊本県一名（佐藤直太郎）、東京市三名（工藤清三郎、室谷米吉、室上政七）、茨城県一名（遠藤捨次郎）、福島県一名（市橋一）、滋賀県二名（西村卯三郎、西村千代）、千葉県一名（小出栄吉）、栃木県一名（安藤源次郎）、神奈川県一名（細川利三郎）、山梨県一名（羽中田辰蔵）、愛知県五名（高橋應次郎、小笠原兵次郎、長谷川光次郎、飯田猶三郎、加藤幸次郎）である。⁽¹⁶⁾

第九回は二月六日で、人数は三五人、ハワイが九人、アメリカが一七人、カナダが九人である。アメリカは愛知県三名（野田繁八、浅野重次郎、鈴木嘉知次郎）、山口県一二名（森重勝之進、常村甚吉、坂本初蔵、市山政助、光井広次郎、藤川穂助、時藤斉太郎、西村栄、中尾惣次郎、村中新助、小田豊助、西崎与左衛門）、熊本県一名（田村大蔵）、山口県一名（太田浅吉）の一七名である。ハワイは広島県五名（原田国松、原田スエ、奥本トキ、有政政一、中尾玉次郎）、山口県四名（伊賀崎長治郎、伊賀崎藤一、住田甚之助、秋元孫助）である。カナダは和歌山県八名（藪四六、庄司亀太郎、北地菊松、岡村寅太郎、西岩松、山内米三郎、坂本菊四郎、久保末彦）、広島県一名（中尾徳太郎）である。⁽¹⁷⁾

第一〇回は二月二七日で、人数は三一人、アメリカが二八人、カナダが三人である。アメリカの二八人は、愛知県二六名（飯尾伊三郎、南谷助太郎、横井龜五郎、小笠原豊次郎、横井為三郎、石原文太郎、水谷又五郎、近藤万次郎、水谷領三郎、

南谷安太郎、南谷斎一、飯田喜十郎、角田末松、横井文三郎、横井善松、南谷乙次郎、横井庄之助、祖父江嶽峨次、伊藤要吉、田中藤太郎、渡辺代治郎、石垣正賜、飯尾茂十郎、鬼頭増太郎、石原紋弥、水谷増太郎)、和歌山県一名(松本安太郎)、山口県一名(笛木綱治郎)である。カナダの三人は皆滋賀県人(北村乙次郎、竹内末菊、松林新弥)である。⁽¹⁸⁾

第一回は三月一〇日で、人数は四六人、アメリカが一〇人、ハワイが一人、カナダが三五人である。アメリカは愛知県一名(岩田繁太郎)、広島県二名(中村源七、有田源平)、群馬県一名(岡本明治)、岡山県一名(福島常蔵)、神奈川県五人(佐藤菊蔵、細川清太郎、金子トメ、金子栄助、石渡テイ)の一〇名である。ハワイは山口県(中谷ヨシ)一人である。カナダは山口県三四名(川杉芳五郎、川杉ワキ、中村重吉、伊藤豊吉、藤田チセ、河辺嘉吉、藤本嘉十郎、松谷弥三郎、成木太作、岩本増太郎、亀田常吉、下司市治郎、原田保次郎、角谷龜助、正田アキ、山本平八、加藤源之丞、山崎庄吉、和泉フミ、浜口新蔵、大和琴治郎、川中惣吉、山田彦兵衛、浜田トモ、糙本林蔵、寄元伝治郎、伊藤千吉、磯村松次郎、大浜小平、中村徳松、石橋吉蔵、柳原利吉、川西久次郎、升田弥吉)と福岡県一名(屋敷小市)である。⁽¹⁹⁾

第二回は三月二二日で、人数は一七人、アメリカが一五人、カナダが二人である。アメリカは愛知県が一四名(八木丑太郎、中野市郎、横井栄太郎、桑山鑑松、山内徳次郎、桑山惣次郎、中野健之助、鬼頭栄助、八木貞次郎、水谷為吉、山内関三郎、伊藤鎌吉、石塚石松、石原龜次郎)と和歌山県一名(城福太郎)である。カナダは広島県人(小畠林次郎、和田タマ)二名である。⁽²⁰⁾

この第六回から第一二回までを見ると、総数二〇九人、そのうちオーストラリア一三名、アメリカ九六名、ハワイ三〇名、カナダ七〇名で、アメリカが第一位であるが、カナダがそれに次いでいる。しかし第一三回以降になるとカナダが急増する。

しかし横浜移民合資会社扱いの移民旅券発行届と同時に、神奈川県から外務省に提出されている報告のなかに、三

月一〇日以降は横浜海外殖民合資会社のものもある。三月一〇日の分は、人数三四人、行先はアメリカ二一名（和歌山県一五、愛知県五、広島県一）カナダ一三名（広島県一二、兵庫県一）である。三月二三日の分は、人数三六人、行先はアメリカ二六名（和歌山県一二、愛知県一四）、カナダ一〇名（広島県六、和歌山県三、神奈川県一）である。

明治二七年四月二一日付で晚香坡領事館事務代理清水精三郎から外務次官宛に「出稼労働者取締に關する件」⁽¹⁾という報告が送られている。

本邦労働者の當方に渡航する者去冬期中は至て少數にして格別報道すべき程の事もなかりしが、去三月三日付送第一二号を以て横浜移民会社の保証を以て海外旅行券を下付したもの百十九名有之候由御垂示も有之、春来又々渡航者の増加すべきは兼て予期したるところなるが三月以来當州に上陸したる渡航労働者の数左の如し

三月十四日當地入港	エムフレッス・オブ・インデヤ号にて	八七名
同廿六日ヴィクトリア入港	タコマ号にて	六四名
四月一日當地入港	エムフレッス・オブ・ジャパン号にて	九〇名
同十六日ヴィクトリア入港	モガル号にて	一七五名

労働条件としては、雨期も終わり、開墾、農耕などの屋外労働も始まり、鮭漁の季節も近づいて来たので、移民が渡航するのは差支えないが、「外國渡航周旋人の輩頻りに鄙村を徘徊し誇張の甘言を用て無知の良民を唆し、言語に通せず事情不案内の外國へ渡航せしめ」移民を生活困難に陥れるばかりでなく、日本の名誉を傷つけ、国家に不利な状況を醸すにいたつていると、非難している。現地での生活困難に陥っているものとして、和歌山県東牟婁郡古座村の浅利五一郎の周旋による和歌山県人長田字藏他四九名と神戸市栄町の内海鉄太郎周旋の広島県人一一名とを例に挙

げている。

五月になると横浜移民合資会社も、利益本位に移民を送り、日本人労働者を苦況に陥れるものとして、批判されるようになる。そのことについての心配は、すでに各県知事からの外務省への問合せに見られる。

横浜移民合資会社のカナダ出稼者募集についての調査

明治二七年四月五日広島県知事より外務次官宛て「横浜移民合資会社に於て北米加奈太地方自由出稼者を募集せんとす、事実差支なきものなるか折返へし返電請(22)ふ」という電報が発せられた。翌六日外務次官は神奈川県知事に至急調査を命じた。⁽²³⁾ 同日神奈川県知事より「移民会社は在加奈太代理人の申越に依り砂糖事業の為め自由労働者百名程募集渡航せしむる由申立つ」と返電してきた。⁽²⁴⁾ 同日外務次官はこの報告により広島県知事に「加奈太地方出稼人募集の件神奈川県知事へ問合せたるに右は加奈太出張の代理人より申越にて砂糖事業に百人程募集の為めなりと申立たる趣同知事より返電あり、右の事実にして、他に不都合なくば差支へなし、尤も加奈太名義にて布哇へ労働のため渡航せしむる如きは不都合に付御注意有度(25)し」と返電を送った。四月一三日山口県知事からも「横浜移民合資会社より英領加奈太出稼人を募集す、該地方は多数の出稼人を送るも相当の事業あり不都合なき御見込みなるか」という問合わせの電報が通商局長に送られた。原敬通商局長から同日「横浜移民会社にて募集の件広島県よりも申越あり、神奈川県知事を経て調べたるに砂糖事業のため百名程要する旨加奈太派出員申越に付募集すと申立たる由、貴県の分も同様の事なりや、実況を篤と御調査の上処分有之度、且つ移民保護規則発布成りたるに付参照ありたし」と返電を送つている。

この時期は、外務省も、各県知事も、移民保護規則制定に絡む新規申請に追われていた時期で、既存の移民会社の

監督を軽視していた面もあるようと思われる。まことに時期の問題である移民保護規則による申請の問題を先に取り上げよう。

移民保護規則発布による横浜移民合資会社の規則等の変更

明治二七年四月一四日横浜移民合資会社社長大西正雄代理の脇沢金次郎から神奈川県知事中野健明宛て「伺書」⁽²⁸⁾が出されている。それは、移民保護規則が発布された現在規則に従つて事業を行なうべきは勿論であるが、規則発布前にカナダ在住の代理人の注文に応じて募集した出稼人については「是非本月二十日出帆の加奈太行汽船に搭載せしめざるを得ずして、万一批の期を外し候ときは本社は非常の迷惑を蒙る義に有之」として、明後日頃から提出される旅券申請は、規則発布前に募集を依頼されたものなので、労働者との書面契約が規則八条の条件を充たしていないが、今回に限り許可してほしいというものである。契約期限は判然としていないが、およそ三年、渡航周旋料は、就業後受取る給料の一割、疾病その他の困難にあつた場合の処置については設立願書の通り、との条件を付記している。

神奈川県知事は、やむをえずと認め、許可しても差支えないと判断したが、外務大臣陸奥宗光と内務大臣井上馨に指令をあおいでいる。⁽²⁹⁾四月一六日外務大臣と内務大臣の方針が「横浜移民合資会社願出に付神奈川県知事より伺之件」⁽³⁰⁾に示されている。そこでは、移民保護規則発布前に募集を開始したものだからといって許可するならば、今後同じ理由で沢山の申請がなされるであろう。またカナダ出稼人について「先般御下間に對し上申仕候」と言つてゐるが、これは広島県からの問合せに対する回答で、人数は一〇〇名程と報告されているが同社は山口県でも募集をしており、実際の人数、カナダ内の何處で何をするのかなど全く不明であるので、許可できない、と述べている。四月一七日通商局長から神奈川県知事にその方針が通達された。⁽³¹⁾

五月一日、横浜移民合資会社から神奈川県知事に「契約条項御認可願」⁽³²⁾が提出された。この願書のなかで、移民取扱人が募集した移民と、移民自身の依頼によつて渡航を周旋する場合との区別が移民保護規則では明確にされていなことを指摘し、本社が募集した移民の場合は移民との間に渡航地、業務期限、給料などの事項について責任を以て契約をするが、単に渡航を周旋する場合には渡航後の行動は全く移民の意志によるもので本社の干渉すべき事ではない、と述べている。しかし、単に渡航の周旋をする場合でも、本社の保証を以て旅券を下付された場合については官庁に対し充分の責務を有すべき事は当然であるので、本社の出来るだけの助力を与える、と述べている。本社の募集した移民のためには、カナダに代理人を派遣し、さらにカナダとアメリカ合衆国には監督人を分派して、募集移民の世話をかりでなく、本社を経由して渡航したものに対しても応分の助力をするように指示している、と言う。

本社と渡航周旋の依頼者との間に於ける契約条項

本社は官庁並に渡航周旋の依頼者に対し満二ヶ年間左の責任を有する事

一、渡航周旋依頼者に渡航先に於て疾病其他困難の場合に至る時は其地在留の本社代理人は救助及び帰国の世話を為す可し

但し右の場合は本社の代理人其地に在留する時に限るものとす

一、前項の場合に於て其地駐劄の我公使若くは領事の手を煩はし帰国せしめられたる者は本社は其の官庁に対し右の費用を弁償す可き事

一、渡航周旋料として一人に付金五円を申受くる事

渡航周旋依頼者並に保証人は本社に対し左の責任を有する事

一、本人が疾病其他困難の場合に於て本社が官庁に対し負担する責任は本人及保証人に於て本社に責任ある事

五月二日神奈川県知事はこの「願書」を認可する前に、将来の前例になることを予想して次の三点に対し外務省の

意見を求めている。⁽³³⁾

一、移民渡航の目的及び渡航先を明記せしむる事

一、会社が官庁並に移民に対し有すべき責任年限を渡航より帰朝迄の間と修正せしむる事

一、会社責任事項中第一項但書を削除せしむる事（本修正は代理人派遣なき所へは渡航周旋せしむる目的に出⁽³⁴⁾）

これは対して五月七日外務省は「横浜移民合資会社に於いて移民との間に締結すべき契約条件願出に対する回答」⁽³⁴⁾

を神奈川県知事に出している。その中では、まず第一に願書の署名人脇沢金次郎が正当なる社長の代理人としての資格があるかどうかを問題とし、もし正当な代理人でなければ、願書は却下されるべきだと言う。また修正条項について、責任年限は満二ヶ年では不十分なので「本契約締結の日より向ふ満三ヶ年以上五ヶ年内位の處にて相当の期限に御修正有之候方可然」と述べ、帰朝までとするのは期限が長すぎる、と言っている。渡航目的と渡航地については、何の業務に就く為めに渡航する者なのか、その目的及び移住地を明記せしむる事を、提案している。救助については「本社は渡航周旋の依頼を受けし移民に対し本邦に於て渡航の周旋をなすことの外、尚ほ移住地に於て本社は代理人をして当人が業務に就くことを周旋せしむべし、又疾病其他困難の場合に於ては之を救助し又は之を帰国せしむることを取計ふべし」と修正すること、保証人については「移民にして帝国官庁の救助を受け又は其保護により帰国したる時は當該官庁に対し移民に代り其一切の費用を弁償すべし」と修正すること、を提案している。渡航周旋料五円は、移民地で就職を斡旋し、困難を救助し、帰国の世話をするのなら不当な金額ではないが、渡航の周旋のみならば五円は多額に過ぎる、と厳しく非難している。会社の立て替えた費用については「救助又は帰国の為めに支出したる費用若くは官庁に代弁したる費用は移民より償還すべし、若し移民に於て償還せざるときは保証人より本社に償還する事」と修正することを提案している。

五月一四日横浜移民合資会社は、外務省の忠告を全面的に受入れた移民契約を作成し、手数料のみ七円に値上げすることを認めてほしいとの「上申書」を提出している。その理由は、從来五円の手数料で二年間の保証をしてきたが、

もし五年の保証をしなければならないのなら、手数料を大幅に増額しなければならない。しかし移民が疾病その他の困難に陥るのは最初数カ月から一年位の者が多く、それ以上滞在する者は「百般の事情を了知し、相当の資産をも所有」するようになるので、保護を必要とする者は少ない。また一般の出稼者の平均年数は三年であるので契約年限は三年が適當と考える。手数料は年限延長なども考慮し七円にしたい、というものである。

神奈川県知事は外務大臣に宛て、五月一八日「移民取扱人と移民との間に於ける契約条件認可之義に付上申⁽³³⁾」を提出している。そこでは、「別紙契約条件認可申請に付審案候処別に不都合の廉無⁽³⁴⁾と認められ候に付認可相与候」と述べている。外務省は五月二四日通商局長の名で布畦総領事、桑港一等領事、晚香坡領事館事務代理に、横浜移民合資会社の契約条件を神奈川県が認可したことを通知している。⁽³⁵⁾

六月九日通商局長は、横浜移民合資会社作製の四月二〇日から五月三一日までの旅券下付名簿を受取ったことを知らせるとともに、海外における代理人について至急報告するよう求めている。⁽³⁶⁾ この時期の横浜移民合資会社扱いの旅券下付名簿は、後で詳しく紹介するが、四月二日の分が人数九二人（アメリカ五五、カナダ三七）、四月一四日の分が人数一二人（アメリカ一一、カナダ一）、四月二八日の分が人数一一四（アメリカ一一、カナダ一〇三）である。⁽³⁷⁾ 六月一一日神奈川県知事より代理人の氏名が報告された。⁽³⁸⁾

神奈川県横浜市真砂町二丁目二十六番地 平民

在布畦國ホノルル府フオト町糸半商店

加藤 秀平

愛媛県伊予国北宇和島郡九穂村六百三十三番戸 平民

在英領加奈太^タハンクーバー、コードバ街

伊東 米次郎

外務次官林董は、六月一三日布陸総領事藤井三郎⁽⁴⁰⁾と晚香坡領事館事務代理清水精三郎⁽⁴¹⁾にこれら代理人の「性行、身元等果して代理人たるの責務を全ふするに足るべきもの」かどうかの調査を依頼している。

七月一日付で布陸総領事から「糸半商店加藤秀平身元取調の件」⁽⁴²⁾という報告が送られてきている。

右加藤秀平義は昨年以来当地フォート街に開店し糸半と称し本邦雜貨並に食料品の卸売及小売に従事し、在各島日本商店とは相応に取引ある哉にて、当地本邦商人中にては盛大に営業致し居り……然しそれよりは内部の財政は頗る困難にして仕入物品の支払等も常に遅延し荷主よりも終始督促を受け居る由にて、既に当地在留邦人商人中より一ヶ月三分位の高利を払い數千弗を借り融通致し居り候趣……

布陸のような狭い移民地ではお互に他人の悪口をよく言うので、簡単に信じる訳にはいかないけれども、これらの評価はただの噂でもないようである、と解説している。また追伸として、神戸の日本明治移民会社からも布陸代理人として加藤秀平⁽⁴³⁾を定め、兵庫県に申請していること、兵庫県からも身元調査の依頼があることを報告している。

この藤井三郎の報告書を外務省で受けとったのは七月三十日である。それ以前の六月十四日に横浜移民合資会社社長大石正雄から代理人追加の上申書が出されている。⁽⁴⁴⁾

会社が代理人に要求する資格は「一、学識才能ある事、二、品行方正なる事、三、多年其地に在留して地理人情等を了知し其他の信用ある事、四、移民政業に熱心にして且経験ある事、五、代理店の計理万端を委託するに足る事」としている。この他に、外務省が「相当の資産」を有することを条件としているので、代理人を見付けることが難しい、と述べ、カナダ在住の伊東米次郎に当分の間アメリカの事務も兼務させること、アメリカ駐在領事が代理人に連絡をとる場合は、次の二名のいずれかに連絡して頂きたい、と述べている。

桑港セントラル・フレース第十番館
タコマ府バンフィック街七百十七番館

大沢 喜一郎
広田 克巳

この上申書は六月一九日に神奈川県知事を通じて外務省に提出された。六月二二日通商局長より神奈川県知事に対し「加奈太と合衆国は其領土は異なるも元は均しく北米一洲の地にして両者其境界を接し運輸交通の要道整備致居候義に付在加奈太代理人をして兼担為致候ても不都合を生ぜざるべしと確信仕候」という会社側の言い分は、カナダとアメリカの距離を考慮しない無謀なものであり、兼担を許すことはできないと述べ、アメリカの代理人が確定するまでは、アメリカ行きの移民の周旋を認めないよう、と指示している。⁽⁴⁵⁾

同日通商局長は、桑港一等領事珍田捨巳に、カナダ在住の代理人がアメリカの業務を兼務することは拒否したが、近く大沢喜一郎を代理人として指定してくるだろうからと、身分調査を依頼している。⁽⁴⁶⁾ 同日の晩香坡領事館事務代理清水精三郎に対する連絡では、伊東米次郎の身元、品行調査を至急送ることと、ワシントン州のタコマなどの地域との兼務が可能かどうか、実状報告を指示している。⁽⁴⁷⁾ 七月一〇日神奈川県知事より通商局長に宛て、横浜移民合資会社は現在アメリカ行き移民は僅少であるので、今後必要なときに代理人を定めることとし、伊東の兼務を解き、当分はアメリカ行き移民の周旋をしないことにした、という報告がなされている。⁽⁴⁸⁾

七月八日付の清水精三郎事務代理の報告書「横浜移民合資会社代理人に関する件」が外務省に着いたのは七月三〇日のことである。そこでは、伊東について、

当市在留伊東米次郎なる者は当地にて伊東章（アキラ）と名乗り居る者にて、同人は多年合衆国に在留しミシガン大学にてえたるバチラルオブロウの証書を有し、英語英文に通ずるは勿論、其性行に至りても曾て不良の廉を見聞不致、昨年一二月以降横浜移民合資会社当市代理人として執務致居候得共差支無之、……身元資産の多寡は不明に候得共当地にて移民取扱の代理人たる事實を全ふするには敢て差支有之間敷と相認め候。

と述べ、五月以来グアテマラに出張しており、現在茨城県人小松崎倉之助が事務取扱をしていること、またタコマ地域との代理人業務について、距離遠隔のため移民の就職の斡旋などの仕事ができないことを明言している。

七月一四日付桑港一等領事珍田捨巳の報告書は八月三日に外務省に着いている。⁽⁵⁹⁾ そこでは、横浜移民合資会社のよう現地に代理人を置いて就職の斡旋をするということは一八八五年の契約移民禁止条例違反であり、これに抵触したものは一〇〇〇弗の罰金に処せられるし、移民は即時送還されると言っている。従来移民会社はアメリカの労働事情を誇大宣伝し、移民の渡航を勧誘し、渡航後何ら世話をすることなく移民を塗炭の苦しみに追いやるという状況である。このような状況の解決のためには有能な代理人が就職を世話をする体制が望ましいが、契約移民禁止条例の下ではどうも仕様もない、と言っている。

一一、移民の不当取扱の発覚と晩香坡在住日本人総代の意見書

送出移民の急増

横浜移民合資会社は、以上論じてきたように移民保護規則発布とともになう新手続きをしながら、一方では多くの移民を送出していた。

横浜移民合資会社の送出移民数は第一三回、第一四回、第一五回のみで二一八人（全期間を通じての会社の扱った移民総数は五二八人）にのぼる。

第一三回報告は四月一日で、人数は九二人、アメリカが五四名、カナダが三八名である。アメリカは和歌山県四四名（田中四郎、原田宇市、堀口千代松、浜熊吉、湯口市太郎、小野三吉、串野伊勢松、下脇富吉、逢野仙松、佐野佐五郎、森豊松、後藤富松、宮本鶴松、川上福太郎、谷熊吉、森林松、北山木之助、海士福松、高尾虎吉、畠栄太郎、田中留吉、山根仙松、寺下岩松、

山本鶴松、中根市五郎、前田龜四郎、松平平太郎、谷口二三彦、中田安吉、根木次郎、阪本弥之助、津山辰五郎、島音吉、大森熊四郎、長田宇藏、宮本次郎、仲梅之助、松田千之助、江崎久松、松野徳太郎、松野庄蔵、道浦梅吉、半田房吉、藪内辻松)、山口県六名(藤井新太郎、藤村軍太郎、市山栄吉、山本房次郎、藤井与太郎、藤崎俊)、広島県三名(田辺八之助、高畠増太郎、佐々木九右衛門)、愛知県一名(堀田鉄次郎)。カナダは福岡県一三名(木谷虎吉、新谷三吉、米地三郎、中村勝太郎、吉武甫市、本多善三郎、植松平太、井関市松、松崎喜五郎、井関直吉、行比弁吉、松崎二市、安部徳太郎)、山口県一一名(外村乙吉、井上常吉、外村仲蔵、鈴木亀吉、外村万吉、鈴木金助、小浜栄助、西本源吉、外村初五郎、中原久兵衛、福田庄吉)、広島県六名(森義吉、石田豊一、前田三代吉、上西亀蔵、原保太郎、長行常太郎)、和歌山県四名(後藤久吉、黒谷市松、西谷孫市、寺下平松)、熊本県二名(富永慶次郎、吉田乙平)、岐阜県二名(佐藤庄作、児玉作松)である。⁽⁵¹⁾

第一回の報告は四月一四日で、人数は一二人、行先はアメリカが一一人、カナダが一人である。アメリカの一一人は、熊本県七名(下田三蔵、上田壹蔵、稻葉左平次、島田辰次郎、繙方三郎彦、伊藤清架、筑紫左仲)、神奈川県二名(青木吉蔵、石川フユ)、愛知県二名(伊藤勇三郎、鶯巣時二郎)であり、カナダの一人は山口県人(河田吉助)である。⁽⁵²⁾

第一回の報告は四月二八日で、人数は一一四人、アメリカが一一人、カナダが一〇三人である。アメリカの一一人は和歌山県七名(中村熊吉、古谷米吉、黒祖熊蔵、阪上理吉、南出文之助、羽畑久吉、浜中浅吉)、愛知県四名(昆野浜次郎、小川鎌吉、昆野清五郎、森岩次郎)である。カナダの一〇三人は広島県八八名(迫田龜次郎、出広初蔵、寺尾芳太郎、末田勇次郎、着能米太郎、岩崎泰蔵、高野善太郎、野沢杉松、隅田伴吹、山下常吉、土井谷増太郎、藤本藤次郎、岡村熊三郎、中村清之助、石原元次郎、坂尾秀一、古川又次郎、森田久米太郎、久保松太郎、横田千代松、浜田直太郎、西野幾太郎、川崎庄太郎、沖田初太郎、今田常太郎、黒田直松、大江政太郎、橋本浦吉、山岡幾松、本田代次、児玉計三郎、中本愛藤、津田峰松、中村佐市、工西弁助、藤井盛吉、神川元次郎、高野佐右衛門、山崎辰次、山根梅吉、霜津節次、山本十松、判明米吉、田口仙助、若狭与市、中本文太

郎、植木芳太郎、中村嘉一郎、宮上乙吉、繩手彦平、折手幾蔵、寺岡国太郎、岩戸亀祐、山口藤吉、寺前利作、幸本来次、宮迫正平、橋詰増次郎、西田五一郎、石井平兵衛、山田種吉、原田徳太郎、稻田和一郎、角田熊吉、草田徳太郎、坂本清次郎、藪野元吉、沖野吉松、久保田房吉、川原栄次郎、山本代次郎、浜田十吉、大西方吉、溝口常次郎、結城浅次、津田チセ、難波庄平、波多野久吉、溝口若松、向井増次郎、杉岡龜蔵、吉井芳松、山沢増次郎、三浦来助、松本熊太郎、辰口主一、金村和一、金村ナヲ、熊本県一三名（白見九郎八、田上千次、田上コマ、浜崎嘉六、浜崎米次、浜崎要太郎、平野筆松、太田貞七、浜崎義繼、浜崎久八、西尾東市、⁵³ 奥長五郎八、山内彦蔵）、兵庫県二名（吉村峰蔵、脇ヨシ）である。

横浜移民合資会社の移民送出が急増した時期に、横浜海外植民合資会社も大量の移民を送出している。神奈川県知事への報告でその人数のみを見ておこう。

四月一日報告分は、人数五六人、アメリカ行き一二一名（愛知県一〇、和歌山県七、兵庫県四、神奈川県一）、カナダ行き三四名（山口県二五、福岡県六、神奈川県三）である。

四月一四日報告分は、人数三四人、アメリカ行き三二一名（和歌山県三〇、山口県一、愛知県一）、カナダ行き二名（熊本県一、和歌山県一）である。

四月二八日報告分は、カナダ行きのみで七三名（山口県四〇、福岡県八、滋賀県七、広島県五、和歌山県五、兵庫県四、岐阜県二、愛知県二）である。

横浜移民合資会社と海外植民合資会社の送出移民を合わせるとその人数は、極めて多いことに気づくであろう。

無錢渡航者の発覚

このような多くの移民の到着のなかで、横浜移民合資会社取扱いの移民に問題が発生した。明治一一七年五月一〇日

付清水事務代理の報告「当州内本邦移民の現状、付無錢乗船人増加の件」⁽⁵⁴⁾（五月二一八日外務省受理）で、横浜移民合資会社の扱った移民が無錢渡航で捕まつたことを報じてきた。この報告によると、前報告以後にカナダに到着した移民は次の通りである。

五月一日当地入港	エムブレッス・オブ・チャイナ号	一四二人
同五日ヴィクトリア入港	ヴィクトリア号	二二三人

このエムブレッス・オブ・チャイナ号の乗客のうち熊本県人山崎十太郎と藤岡文吉（後に久一と訂正される）が無錢渡航で捕まつた。兩人は横浜移民合資会社に船賃その他の費用として六六円払い込んだが、乗船切符は八〇余人の分が一緒になつており、船中での検査の際この兩人分が不足しているといわれ、各人一八弗余を払わされたにもかかわらず、捕まつたというものである。晩香坡の会社代理人が船賃と裁判費用を弁償し無罪放免をかちとつた。この外にも横浜の旅行斡旋業者和田彦の雇人と称する加藤政次郎は四週間の禁固か五〇弗の罰金を言渡され、目下服役中である、と報告している。

清水の報告書により、当時のカナダでの日本人の状況を見てみよう。

カナダに在住する日本人の概数は、晩香坡市約四〇〇人、フレザーリー河漁場約二五〇人、伐木、開墾などに従事するもの約二〇〇人である。晩香坡の四〇〇人の内、製材所で働く者や家僕として働いている者は在留期間も長く仕事に慣れたもので、約一〇〇人ぐらいおる。他の三〇〇人程は新渡航者か、前からの在留者でもまともな仕事に就いていない者である。フレザーリー河漁場の二五〇人の内一〇〇人程は漁業に従事しているが、他の一五〇人程は座食せざるをえない状況である。伐木、開墾をしている者も辛うじて糊口の資を得てゐるに過ぎない。仕事のない者たちは、狭隘なる小屋に群集し、粗衣粗食、外見も憚るような者が多く、支那人街の長屋の土間に席を敷き合宿するとか、四畳

數位の部屋に七、八人で住んでいる。水とパンだけで飢えを癒しているものもあり、先日巡視したが、その体裁は非常に見苦しく、生活は支那人の下等な者にも劣る有様で、日本人の名譽を傷つけるものであった。このような状態が生ずるのは、渡航周旋人が現地の状況を考慮せずに多数の移民を送り込むからである、と言う。

通商局長は、五月二九日この報告を東京府、神奈川県、岡山県、広島県、山口県、熊本県、和歌山県の知事に送り、注意を促している。⁽⁵⁵⁾

移民不当取扱の訴え

つぎに清水事務代理の五月一二日付外務次官林董宛報告「横浜移民合資会社取扱の渡航者方の不当訴出の件」⁽⁵⁶⁾（五月二八日外務省受理）を見てみよう。

横浜移民合資会社の取扱にて本年四月廿日横浜解纏のエムブレッス・オブ・チャイナ号に乗組当地へ渡航したる広島県沼田郡安村字高取山口藤吉外十七人より右移民会社取扱方の不当を鳴らし其処分方に付別紙写の通願書差出候に付取調候處、第一の苦情は同人共出発の前周旋人、会社員共渡航上陸草々相当の傭口ありて会社の出張員引受世話可致と明言し、当地上陸後同会社出張員に掛合たるに、傭口は合衆国カリフオルニア州にあり、其旅費及移民の合衆国へ入込むに必要なる金円所持不致ものは如何共世話すべき方便なしと答へられ、本邦会社周旋人の甘言を信じ金円の用意は固より無之、当地に傭口はなし、右会社周旋人無実の勧誘により且下進退維谷まるに至りと云ふ。第二は同会社周旋人田村安吉なる者に託し本邦通貨を米金に交換するに当たり一磅の英貨を五弗の割合にて渡したるのみならず（英貨一磅は当國法定相場金貨四弗八十六仙三分の二に當る）、貿易銀も多分混交し居りて意外の損失を蒙りたりと云ふにあり。第一の苦情に付、別に契約書は調製せざる由にて、明に之を証すべきものは無之も別紙願書を呈出したる十八人の者のみならず既に当地を散出したる多數の者も異口同音當館へ申出でたる処より推察するに、誘惑の跡を認むるに足るものあるが如し。第二の苦情に就ては貿易銀又は英貨何程を授受したるや明かには相分り難き由にて、損失の弁償を求むるには甚だ不都合なれども、前記移民中一弗米金なりと信じ居りたる銀貨、貿易銀たるが為め不得已五十仙宛にて使用したもの少からざることは既に當館にて聞及びたるところにして今便同会社に頼り渡航したる八十餘人にて極く少な

く見積もるも百弗以上の貿易銀を持参したるなるべしと云ふ。

清水事務代理は、第一については正式の書類がないため、第二については金円について正確なことが判らないため、関係者の処分は難しいが、周旋人の側に不穏の行為があつたことは確かである、と言つてはいる。

また前の報告でも触れていた熊本県の藤岡久一と山崎十太郎の兩人は、船賃と手数料六六円を払込み、会社の周旋人田村保告から乗船切符を受取つて乗船したが、解纜の後この切符はただの名刺で無効だと言われ、さらに一八弗余支払わされた。しかも航海中無錢乗船人として扱われ、入港後は警察に拘留された。船中で支払つた一八弗余は全くの二重払いであると訴え出でていることも、報告している。

この清水事務代理の報告書には、山口藤吉ら一八人の「御願書」が同封されている。この願書によると、この広島県人の一行はハ二名で、四月二〇日横浜出航のエンプレス・オブ・チャイナ号で五月一日に晚香坡に到着した。彼らは農民で、渡米など考へてもいなかつたが、横浜移民合資会社の募集人が来てアメリカに多数の農民を必要とする仕事があるので、日本も不景氣であるし、一日一弗以上の賃金も魅力なので、本社を訪れ問合した。本社の説明も募集人と同じで、カナダの出張所で就業の手続きをするというので、土地・家屋を抵当に入れ渡航費にあてた。晚香坡について出張員に本社との口約を話すと、出張員は、仕事の有るのはアメリカで、一人当たり三〇弗以上持つてなければどうしようもない、金のないものは勝手に身体の処分をすべし、と申渡した。本社では三〇弗の所持金がなくても差支えないといながら、現地では駄目だと言われる。もし三〇弗必要だと最初から言われていれば、渡航する者は三〇弗持つて来ただろうし、ないものは渡航しなかつただろう。このような詐欺に罹つたことは誠に遺憾である。そればかりか横浜で米貨に交換する際に、本来の米貨でなく米国貿易銀に交換されるという詐欺にあつてはいる。既に八二人の内半数以上は他の所に転じてはいるが、移民会社の行為は法律違反と考えられるので、領事館より日本に連絡

して、嚴重に処罰して欲しい、という願である。

署名している一八名は全員が広島県人である（山口藤吉、橋詰増二郎、岩戸龜裕、折手幾造、繩手彦平、若狭与市、本田代次、今田常太郎、黒田直松、大江政太郎、山岡幾松、中本愛造、津田峰松、久保松太郎、植木芳太郎、中本文太郎、中村操一郎、三浦東助）。

ここで周旋人として名前があがつている田村保吉とは、神戸市下山手通六丁目五六五番地に住む「外国汽船荷物乗客並に旅行旅券手続御宿」を商売とする人物である。

通商局長は、横浜移民合資会社の渡航者不当取扱問題をただちに神奈川県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、熊本県、和歌山県などの移民県の知事に通達した。⁵²⁾

横浜移民合資会社社長大西正雄は六月五日神奈川県知事に次のような始末書⁵³⁾を提出している。

始末書

本年四月二十日当港出帆チャイナ号にて当会社より北米英領加奈太へ差遣したる移民に關し御尋に付左に上申仕候。

第一、田村保吉、相部十八の両名は当会社に於ては更に關係無之者に御座候。只先般加奈太代理店より移民百名程送遣あり度しとの申越有之候節當会社は早急其募集に着手せんとする場合、右両名及井上方勝なる者只下周旋を為したき旨申出たるに依り当会社は予め定め置たる募集方法を示し堅く制限を加へ当社代理人三戸半二郎指揮を執て周旋すべき事を承諾したる迄にして、素より社員には無之、即ち單に代理人と移民との間に立働くたるに過ぎざる儀に御座候。其際規定したる応募者の資格等下周旋共に制限したる事項は左の如くに有之候。

(1) 応募者の資格

- 一、身体強健にして痼疾なきもの
- 二、年齢二十歳以上五十歳未満のもの
- 三、徵兵令に抵触せざるもの
- 四、品行方正なるもの

五、渡航諸費を除き米金三十弗以上を携帯するもの

(2) 下周旋人共へ達したる制限

一、周旋手数料は移民一名に付金五円づつ本社より特別支拂ふべきに付移民より本社へ領收すべき船賃及旅券手数料共五十円の外は一切金円を徴収すべからざる事

このようになります第一に、移民に対し詐欺行為をしたものは、正規の代理人でなく、一時的に雇つた下周旋人であったとして責任を逃れようとしていることは、歴然としている。

第二の点、田村、相部の両名が移民を募集するに際し、六五円以外には金は必要でないと言っておきながら、到着後になつて三〇弗必要だと言つたことに対しては、会社の領収する五〇円の外に移民の居住地から横浜までの旅費と宿泊の請負料として一五、六円受取つたのであらうと言う。さらにアメリカに入国するに必要な三〇弗については、全員が携帶していると信じていた、と言う。代理店としては、携帶金が不需要と言つたことはなく、下周旋人が嘘を言つたか、移民が資格を誤魔化しているのかどちらかである、と言う。

第三の点、出発前に金貨と交換した際に、貿易銀などの他の貨幣と交換させられたことに対する対しては、応募者一同は四月一九日田村、相部、井上の代理浜川龜太郎に伴われて本社にきたが、金貨との両替は既に神戸で行なわれており、本社に両替を申し出た者に関しては信用ある商売人に鑑定せしめたうえで一七七四弗の交換をした、と述べている。

第四の点は、熊本県人二名が本社に六六円払込んだのに乗船切符を与えられなかつたことに対する対しては、この二名は兵庫県で旅券を下付された者で、本社の募集人ではない。しかし田村の申し出により他の六名と共に乗船切符を買い与えたものである。その証拠は別紙の通りである。無錢乗客として取調べられたが、本社代理店で船賃と裁判費用を支払つて救助したもので、なぜ無錢渡航者とされたかは調査中である、と言う。

第五の点は、移民に対し晩香坡で代理人が執つた処置であるが、八二名中四八名は米国に入国するための三〇弗を

持つていなかつたので、晩香坡にしばらく留置いて、本社より四八名の旅費として一四〇〇円を電信為替で送金されるまで待つたものである、と言う。

この始末書には、ダブリュー・ロッスが乗船券番号第五七三七一五七四四号（支道佐太郎、山崎十太郎、津田喜一郎、平尾広吉、石川直松、藤岡久一、大下幸松、藤原誠吾）を横浜移民合資会社に売ったことを記した証明書が添付されている。神奈川県知事は、この始末書に対しさらに数点の尋問をした。それに対し六月六日付で社長大西正雄から上申書が出されている。⁽⁵⁹⁾

問題点は四点で、第一点は、下周旋人が移民の居住地から横浜までの旅費として一五、六円を受取つたのは不当ではないかという尋問に対し、「実際は七、八円にて足るものと思料仕候」と言つてはいる。第二点は、熊本県人藤岡と山崎から会社が受取つた船賃は四二円であったが何故かという尋問に対し、普通は五〇円であるが多人数乗船せしめたため特別割引をしたもの、と説明している。第三点は、会社の方針に違反した下周旋人をどうするかという尋問に対し、充分取調べ、相当の手続きを経て処分を願い出る、と答えてはいる。第四点は、アメリカ行きの移民を募集するようになつた事情についての尋問に対し、本社では最初はカナダでの労働者の募集と思っていたが、その後の連絡でカリフォルニヤ州アラメダの砂糖会社の砂糖元品栽培に従事する労働者と判り、移民がカナダ到着後その会社に送り、移民自身と会社との間で契約を結ばせるようにすることにした、と述べている。

この四点を検討して見てすぐ判ることは、会社が下周旋人に完全になめられていることである。会社の方針が徹底していたら、下周旋人が基本料金以上の金を請求することはなかつただろうし、会社の料金より安く一部の者を船に載せるこどもなかつただろう。問題は、これらの砂糖農場の労働者をどのようにして募集したかである。神奈川県からの報告では、これらの労働者はカナダ移民の旅券を貰つてはいる。当時カナダは入国にあたつて見せ金は必要でなか

つたので、移民は渡航費のみで入国できた。この上申書でも、最初はカナダ移民と思っていたとあるように、募集し始めた段階では、見せ金は要らないと説明していたものと思われる。その後になつてアメリカに転航さす必要があることが判つたが、見せ金のことを説明したものと、説明しなかつたものの、二種類が生じたのではないだろうか。下周旋人は一人でも多く移民を募集し、配当金を得るため見せ金についての説明を省いたと考えられる。

晩香坡在住日本人総代の意見書

このような無責任な横浜移民合資会社の移民送出に対し、カナダ在住日本人の有志から「意見書」が領事館に提出された。それが、五月一四日付で清水事務代理から外務省に送られた晩香坡市在留日本人三四六名の総代吉岡沢造外一人連名の「移住民制限に関する緊急意見書」⁽⁶⁾である（五月二八日外務省受理）。

この意見書は五月一二日付のもので、單紙一枚にわたる悲憤慷慨調の文章である。署名人は、吉岡沢造（徳島）、田中武二郎（岩手）、高橋金助（宮城）、田中正浩（神奈川）、永尾唯一（茨城）、工野儀兵衛（和歌山）、中島与三郎（栃木）、中村定五郎（東京）、武田忠造（兵庫）、坂本登（和歌山）、北川専造（千葉）、森島卯之助（三重）の一二人で、宛先は「外務大臣從二位勲一等陸奥宗光殿閣下」である。

まずカナダの労働者の状況について「供給溢れて需要に幾倍するの結果として職業競争を生じ、眼を賃金の高低に注ぐに違なし、職を獲る己に難し、故に普通の衣食住をも支へる能はず、故に徒然閑居の結果は推知すべきのみ、何ぞ品行の方正を維持すべけんや」と述べているが、同胞である日本人移民に対して「概ね劣等農民にして、我が日本的事情既に暗黒なり、日本の言語すら尚充分に解釈する者なし……彼ら多くは井底の蛙にて他山を越へず、社会の風潮に経験なき輩なり、又芸能及び確実の目的ありて來たるに非ず、又余財を懷にして移るに非ず、夢中の宝を掘るが

如く不死の薬を東海に探るに異ならず、空然渡航するの有様恰も羅針盤なき航海者の如し」と、自分たちも数年前には同様だったことを忘れ、一段と高い処から見下ろす姿勢でものを言つてはいる。

「意見書」はカナダ移民の最初の渡航周旋業者は神戸の三光社で、その後増えて数社になったのだと言う。神戸移民会社以前に三光社がカナダに移民を送ったという事実はまだ確認していない。三光社は神戸移民会社にとつては一種の競争相手のような存在で、神戸からの移民送出の仲介や、荷物の斡旋をしていたことは、判つてはいる。

横浜移民合資会社について「意見書」は次のように言う。

本月二日入港のチャイナ号にて渡航したる日本人总数一八〇余名中二、三独立独歩の者ありと雖も概ね周旋屋及び他の会社の手に係りたるものなりき。特に其の半数は横浜移民合資会社の毒手に罹り、十円以上二三十円迄の手数料を詐取せられ、剩へ米国貨幣交換は社に於て尽力するに付安心せよ依頼せよと瞞着し置き、船出帆に先する僅か二時間俄に交換の手続致し呉れ、姓名を記したる封筒に米国の金銀貨を入れ各自に之を配領するや否や、出帆出帆の声を以て轟し、其を算するの違もなく逐立てらるるが儘慘憺乗船したり、而して先きに募集する際会社員は左の数項を約せりと、

- 一、英領晚香坡に本社の出張所あり之より砂糖培養の為め二〇〇人の需要あり云々
- 二、賃金一日一弗以上
- 三、合衆国に入るも携帯金三〇弗以上の必要なし云々
- 四、到着後僅々三、四日の食料を維持すれば可なり
- 五、出張所に向て添書するに付入港後は社員万端調度すべし云々

而して上陸後添書を以て出張所に示し早速就業致し度云々申入れたるに豈圖らん、其回答の残酷なる人をして断腸せしむ。曰く人數不足なるを以て、曰く時期頗る遅滞せるを以て、曰く何、曰く何、故に当所は之に与らずと。

特に入港に先づる数日首領なる伊東章氏は其の身を顯はざず、小松崎某留守居たり、詰問窮すれば伊東氏不在を名とし更に一点の責任を負はず、至る処雲を擱むが如く彼らの悲嘆言筆以て敢容する能はざるなり……加之前頭の如く会社の手を経て交換したる封筒入りの貨幣は何物ぞ、此れ全く通常貨幣に非ずして概ね米國貿易銀なりとは憎みても飽き足らざる悪徳の巣窟ならずや。

右貿易銀は当地にて漸く五〇仙に交換するを得るのみ。然るに彼等は倍金を以て交換し匪行奸策の露れざる為め両替、乗船、解纜と分秒の猶予なからしめたり、何ぞ夫れ狡猾手段に富みたるや、右等の所為は顯然なる詐欺取財を以て問うべき者なりと確信す。

このほか熊本県人の藤岡、山崎の無錢航海事件についても次のように述べている。兩人は田村保吉に船賃と手数料として六六円を渡し、乗船切符を受取ったが、これがただの名刺で、船員に無錢渡航の廉で詰問され、言葉が通じないため事實を訴えることも出来ずに規定の刑に処せられ、入港後は直ちに警察署に拘禁された。このことを知り、署名人達は憤慨し、領事館を訪れ清水事務代理と相談し、兩人の救助活動を始めた。会社を訪れて抗議したが、当社はそのような事をする筈がないと言うばかりで、言を左右にして責任を逃れるばかりであった。皆で会社の責任を追求して、今月三日に漸く兩人を救出した。この兩人は「當地の仁人に依つて露命を繫ぐを得」たのである、と言つてゐる。

この意見書の署名人はその後カナダ日本人社会の主要人物になる人々であるから、記されている事実は信用できると考えなければならない。

この意見書について回答を求められ、六月一一日横浜移民合資会社は上申書⁽⁶⁾を提出する。これは六月五日の始末書と六月六日の上申書をまとめ直し、更にこの意見書に基づいての質問に回答をしたものである。重複する部分は削除して、上申書で新たに明らかになったことを中心にまとめて見る。

明治二七年四月二〇日横浜を解纜したチャイナ号でカナダに向つた広島県移民の總員は八二名で、全員砂糖の元品栽培に從事する予定でカナダの代理店の募集に応じたものであった。給料は請負給であるが、月給に直すとおよそ一カ月二五弗から三〇弗、衣食は自弁、食料費は一カ月五弗を越えない、という好条件であった。船賃と手数料あわせ

て五〇円、横浜滞在中の宿泊料は一昼夜三食にて二〇錢、本船までの船賃は荷物の送料を含め一〇錢、金貨両替手数料などは無料とした。この計画に神戸の関西同志会の井上方勝から自分の団体の同志及び希望者も参加させてくれと申込まれ、田村、相部の二名を募集員として本社広島代理人の三戸半次郎の指揮下で働くことにした。田村、相部は井上の代理と称する浜川亀太郎と共に移民八〇余名と共に横浜に一八日から一九日にかけて到着した。本社では二〇日の出帆まで一日しかないので、人員の取調べ、名簿の作成、旅券下付の手続、水上警察への届出、移民保護規則に関する官庁との交渉などで混亂を極めていた。そのため田村、相部が船賃の領取や金貨の交換などを手伝った。本社の交換した金貨は一七七四弗で、一人当たり三〇弗に足りないので、両氏に尋ねたところ、神戸や横浜で渡航者自身が両替したものもあり、他に依頼して両替したものもあるので、決して不足ではない、ということであった。それを信用し、そのまま出航させたところ、晩香坡到着後持参金不足との電報を受けた。それで至急対応策として会社より不足金二四〇〇円を送金した。その後の代理店よりの通信によれば、総員中四八人は所持金僅少、熊本県人山崎外一名は無錢渡航で捕まつたが、同胞のことでもあり數十弗を支払つて救助したという。その後外務省への訴えで、米國貨幣に貿易銀が混入していたということを知り、ただ驚いている。自由新聞にはこの意見書に基づいて「横浜移民合資会社の毒手に罹り十円以上二、三十円迄の手数料を詐取され云々」という報道がなされている。本社が金貨を交換するには信用のおける商人を立合わせたので、貿易銀などの交じるおそれはない。渡航者自身でか、他に依頼して交換したときに混入したものである。「然れども本社は這般の出来事に關し徹頭徹尾責任なしとは云はず、即ち渡航者乗船の際本人に面接して一人毎に取調べを為す能はざりし事はなり。若し時間切迫せず多少の猶予を得られたらんに何ぞ今日あるに至らんや。之れ本社が其不行届きを謝すると同時に金二千四百円を送付し所持金少なき移民四八名の旅費及び準備に充たしめたる所以なり」と述べている。携帯金が全く無くとも晩香坡到着後は現地の社員がすべ

て面倒を見ると、田村や相部が言つたことなのか、あるいは現地に到着後、本社を妬むものにより教唆・扇動されて言うようになったものかは、調査中であると言う。

神奈川県知事は、この上申書を、全面的に信ずることはできないけれども、全くの嘘でもないだらうという解説を付けて六月一六日付で通商局長に送つてゐる。⁽⁶²⁾

丁度この上申書が外務省に届いた直後に、晚香坡領事館事務代理清水精三郎から、六月二日付の報告が届いた。⁽⁶³⁾そこには、広島県安芸郡仁保島村の津田峰松、今田常太郎、黒田直松、大江政太郎連名の「私共過般横浜合資会社の不正の所為に対し処分方願置候處、今回当地代理店より同会社へ照会之上事実取調べ申候に全く移民周旋者の奸策に陥りたる事判然致し候に付同会社に関し提出致候願意御取消有之度此段奉願上候也」という「御願書」を同封し、渡航した總員八二名の移民のうち四八名は既に米国の就業地に向つて出発しているし、一六名は勝手に自分の都合で他の地方に職を求めて、残る一八名は今回会社からの送金で就業地に向うことになつていて、と報告してゐる。

この清水事務代理の報告では、四八名は既にアメリカに入国しているとあるが、上申書では四八名が所持金僅少のために晩香坡に留まつていると言つてゐる。この矛盾は何を示すものであろうか、会社の上申書に何か自己弁護的な作文があると考えられる。

六月二二日通商局長は、事件が一先ず解決したことを神奈川県知事に連絡し⁽⁶⁴⁾、同時に晩香坡領事館には会社からの上申書⁽⁶⁵⁾を転送している。

これに対して清水事務代理は七月九日付「横浜移民合資会社移民取扱の件回答」⁽⁶⁶⁾（七月三一日外務省受理）で、渡米後すぐに就職を斡旋すると約束したというが、そのような契約書類がないこと、交換金貨中に貿易銀などが混入していたというが、その証拠も不十分で金額も明確でないことを報告している。そして始末書、上申書を読んだ感想と

して、問題の発生は会社員でない者に移民渡航に関する重要な仕事を任せきつたことにある、と言っている。田村、相部が何をしたかは定かでないが、藤岡、山崎は渡航費として田村に六六円支払ったのに、会社は四二円しか貰っていないと言う。このような矛盾が随所に見られるが、残りの一八人も、五人はカリフォルニア州の就業地行き、四人はカナダのブリティッシュ・コロンビア州のユニオン炭坑で就業、九人は晩香坡周辺で伐木や開墾の仕事に従事することなり解決した、と報告している。

会社から送金した金額が実際に二四〇〇円（一二〇〇弗）だとすると、一人二五弗で四八人分である。しかるにこの時点で晩香坡に残って居る移民は一八人、その中で米国に行く者は僅かに五人である。五人ならば必要な金額は一五弗にすぎない。送金された一〇七五弗はどうなったのであらうか。あるいは送金したという上申書の方が偽りなのであらうか。この辺のことは今になつては判らないことである。

三、移民保護規則にもとづく認可から廃業まで

横浜移民合資会社の移民取扱人営業願書及び保証金額についての審議

明治二十七年七月一九日神奈川県知事中野健明は内務大臣井上馨宛「移民取扱人営業願書送達之義に付上申⁽⁶⁷⁾」に、横浜移民合資会社の「移民取扱人営業御許可願」「理由書」「横浜移民合資会社設立之儀に付願」、役員の履歴書、財産調書を同封し、申請している。「理由書」を見ると、「営業の目的」は設立当時の神奈川県知事宛の願書と同じと述べており、「本社員並に会社契約」も設立当時の規則に同じとしている。「主たる営業場所並に資本金」も同様で

ある。「取扱ふべき移民の種類並に其送遣先」では、扱う移民の種類は移民保護規則の範囲内の全ての移民とし、送り先はさしあたりカナダ、アメリカ合衆国（契約移民条例に抵触せぬ限り）とハワイとし、将来業務の発展につれ、他の地域にも拡張することもある、としている。「移民の渡航周旋並に保護手続」は、渡航周旋依頼の移民については神奈川県知事の許可を得て日下実施中の契約書の通り、本社の独自の契約移民についてはその都度認可を申請するとしている。「営業保証金」は御指図に従い相当の金額納付する、と言う。

同日神奈川県知事より外務省に提出された「移民取扱人をして納付けしむべき保証金の儀に付伺(68)」では、横浜移民合資会社の役員は「相当の資産及び信用を有するものに有之、且其営業は今日の處左程広大のものに無之、又之が計画の上に於ても一時投機の為めにする等の形跡を認めず候に付敢て多額の保証金を命ずる必要無之」と思考致候条差向同社をして納付せしむべき該金額は規則の最低額金壹万円と相定め可然哉、尤も右指定の際将来本官に於て必要と認むる時は何時にも之が増額を命ずる事可有之旨併せて指示可致積に有之候」と記している。

この横浜移民合資会社の役員の履歴書や財産調書に付けられた横浜市長佐藤喜左衛門の裏書き(69)書には「合資社員は左記の通孰れも相当の信用を有するものに有之候間、移民取扱上に關する不都合の所為をなし其信用を害するが如き所行は有之間敷と認め候間、願人の願意を御採用相成候様致度願書進達旁此段申添候也」と記されている。そして合資社員三人についての記述は次の通りである。

一、大西正雄は別紙財産調書の如く資産を有し、本市に於いて名望も有り之日下市会議員在職中に有之候
一、脇沢金次郎は前同断にして日下市会議員在職せるのみならず多くの直接國税も納め実直に職業を營み、大に信用を有するものに有之候

一、飯泉金次郎は広く材木商を營み多くの財産を有し充分信用を有するものに有之候
この三人の履歴書と財産調書から、それぞれの人物を見てみよう。

大西行雄は、士族で、住所は横浜市宮崎町三二番地、天保一一年九月二八日生まれである。家は代々高崎藩士で大西正義の嫡男として高崎城内で生まれた。在藩中は藩主より鎗術、剣術、大小砲術の教授役が命じられていた。明治三年陸軍の管轄になった後も中尉として砲術の教授をした。明治七年王子製紙会社横浜分社創立より統監の職につく。明治二一年病氣の為辞任す。明治二六年横浜市會議員に選出される。その財産は、宅地八筆合計三三〇〇坪以上、家屋は自宅以外に一九棟、株券は王子製紙二〇〇〇円をはじめその他約四五〇〇円、財産の総合計は概算で三万七〇二円五〇銭と見積もられている。

脇沢金次郎は、住所は横浜市元町一丁目七番地、天保一一年五月四日生まれである。長野県更級郡川中島原村一五九番地農業岡沢梅吉の長男として生まれた。慶応元年分籍、横浜に移住、脇沢と改姓した。同年より横浜坂下町で西洋洗濯業を営み、慶応三年類焼にあい、現住所に移転同業を続ける。明治二六年神奈川県會議員に当選す。財産は、宅地一二筆合計約四三〇〇坪、家屋は自宅以外に二三棟、財産の総合計は概算で一〇万五〇一四円九〇銭と見積もられている。

飯泉金次郎は、住所は横浜市石川町七丁目三二番地で、同市居留地加賀町二七七番地に居留、商売は材木商、弘化元年一二月生まれである。岐阜県美濃国本巣郡上本田村農業野沢幸左衛門の七男として生まれる。明治元年七月東京本所番場町飯泉ナカの養子となる。同年一〇月横浜に移住、明治三年横浜市石川町で材木商を開業す。明治二二年コレラ流行の際に予防費を献金したため神奈川県より褒賞を受く。財産は、宅地一六筆合計約二三〇〇坪、家屋は自宅以外に六〇棟、株券は両毛鉄道一九〇〇円、その外に材木の在庫約一万円分、財産の総合計は七万〇七〇九円と見積もられてゐる。

横浜移民合資会社は役員の人物、信用、財産の点から全く問題がなかつた。それ故、八月二日内務大臣井上馨は

「審査を遂げ候處不都合の廉無之に付」として認可の方針であることを外務大臣陸奥宗光に連絡している。⁽¹⁰⁾ それに対し陸奥は、横浜移民合資会社を許可する場合、契約移民の周旋を主とする場合は危険も少ないので、吉佐移民会社の場合のように金一円でもよからうが、自由渡航者の周旋を主とする場合には危険も多いので保証金を金二万円にしてはどうか、と提案している。⁽¹¹⁾ 八月一四日内務大臣から、横浜移民合資会社は指令甲第一〇五号を以て許可されたこと。保証金二万円納付するよう連絡すること、を神奈川県知事に指令した、と外務大臣に連絡している。⁽¹²⁾

横浜移民合資会社 晚香坡代理店引扱い

明治二七年七月一九日付の晩香坡領事館事務代理の報告「横浜移民合資会社当地代理店引扱に關する件」⁽¹³⁾ が外務次官に送られてきた（八月一四日外務省受理）。この報告によると、「伊東米太郎はグアテマラ国に出張中の處本月一四日当地着、一六日解纜の便船にて帰朝の途に上候、其代人小松崎倉之助は代理店引扱、昨一八日合衆国華盛頓州タコマ市へ移転致候」と述べている。八月一五日通商局長より神奈川県知事に、この文書が回送されている。⁽¹⁴⁾

横浜移民合資会社は、第一回の一四人の移民送出の報告の後、更に二回移民を送出していた。

第一回報告は六月四日で、人数は九人、全員がカナダ行き、福岡県四名（福与茂一、古田峰一、古田番太郎、幾田伊六）、神奈川県二名（森音一、玉石栄次郎）、熊本県一名（横田若市）、広島県一名（村上幾之進）、愛知県一名（佐藤太郎吉）である。⁽¹⁵⁾

第一七回報告は七月四日で、人数は一六人、行き先はカナダが八名、アメリカが五名、ハワイが三名である。カナダの八名は和歌山県五名（橋本才五郎、倉本伝兵衛、清水龜次郎、中地友市、駿田二三）、広島県二名（伊藤芳太郎、中邑嘉之）、愛知県一名（大津弥兵衛）である。アメリカの五名はすべて熊本県（村上子之吉、藤田米太郎、有水長平、亀崎久蔵、浜田作

松)、ハワイの三名はすべて福岡県人(岩本仁太郎、岩本ヨシ、岩本常蔵)である。⁽⁷⁵⁾

この第一七回の一六人の内アメリカ行きの五名と、カナダ行きの愛知県人大津弥兵衛の六人は未渡航と記載されているが、その他のカナダ行きは六月二二日出航、ハワイ行きは七月一日出航と記載されている。この七名のカナダ行き移民が晩香坡に着いたときには、代理店は引き扱った後だった、ということになる。無責任な移民送出である。

移民保護規則制定以後のカナダ渡航者の減少

明治二七年八月一日清水事務代理は「渡航労働者の減少及夏鮭漁場在留人に関する件」⁽⁷⁶⁾という報告を外務次官に送つてきている。

今年春本邦より当地に渡航する者益増加し種々の混雑を生ずる景況は四月二一日付第四一号及五月一〇日付第五〇号信を以て報告し置きしが、以後本年勅令第四二号移民保護規則の効果顯然相見え、渡航者漸次減少し本月二七日当地入港の便船に至りては殆ど労働者移住の跡を絶つに至れり。五月以降毎便の人員左の如し

五月二二日当地入港	エムブレス・オブ・インデア号にて	五一人
六月二日ヴィクトリア入港	タコマ号にて	六三人
六月一四日当地入港	エムブレス・オブ・ジャパン号にて	四一人
六月二九日ヴィクトリア入港	シク号にて	三八人
七月四日当地入港	エムブレス・オブ・チャイナ号にて	五三人
七月一三日ヴィクトリア入港	ヴィクトリア号にて	二三人
七月二七日当港入港	エムブレス・オブ・インデア号にて	一人

移民保護規則施行の前にありては毎便船の渡航者百四五十より二百人内外に達するの例なりしに、同規則施行の効果にて前記の如く減少したるは當方現今労働市場需要の有様に照らし頗る喜ぶべき事柄なりとす。抑も客年中合衆国商工業萎靡不振の状況は夏期に入らば大に回復すべしと予期せし者多かりしに拘らず、以後洪水、大同盟罷工等の事變あり、同國関税法案は未だ国会を

横浜移民合資会社のカナダ移民送出

通過せず、其他諸種の原因により景氣容易に回復の徵を現さず、隨て労力の需要も至て緩慢なれば、新規渡航當方の就業に慣れざる者の如きは相應の業務に就くは頗る困難なるにより、春來の勢いを以て移民陸続渡航せば進退維谷まるの困難に陥る者の多かるべかりしに……

と、カナダの移民の状況を報告している。またこの年の鮭漁に集まつた日本人の数について、フレザーリー河沿岸に約九〇〇人、北方漁場のスキーナ河とナース河に合わせて約一四〇から一五〇人も居る、と述べている。この頃は、まだカナダの鮭漁が日本人の最大の職業になる以前のことである。

横浜移民合資会社業務廃止の申請

明治二八年四月二二日神奈川県知事は横浜移民合資会社⁽²⁸⁾が社員全員の合意で解散し業務を廃止する届を提出したことを、内務大臣野村清に進達している。

横浜移民合資会社解散御届

神奈川県横浜市宮崎町三十二番地

横浜移民合資会社社長

大西 正雄

同県同市居留地加賀町三百七十七番地

同会社社員

飯泉 金次郎

同県同市元町一丁目七番地

同会社社員

脇沢 金次郎

右今般都合に依り總社員任意解散の上移民に関する一切の業務を停止仕候間此段連署を以て御届申上候也

右

大西 正雄

飯泉 金次郎

脇沢 金次郎

内務大臣 野村 清 殿

五月二日神奈川県知事は内務省警保局長宛てて、横浜移民合資会社のこれまでの業務について報告している。⁽⁷⁾そこには「移民保護規則制定前当庁の公認を経て業務開始以後同規則第二十条に依り引き続き就業中同社に於て取扱たる移民は数百名有之候得共、移民取扱人として貴省の御許可を受け候以後は全く業務に従事せず。随て規則第六条の保證金を納付せず、取扱移民一名も無之候条右様御了承有之度此段御回答候也」とある。

結論を言えども、横浜移民合資会社は、移民保護規則制定直後の時期にカナダに送った一〇三人の移民のうち広島県の八二名の移民で二四〇〇円の損失を蒙り、移民保護規則によつて認可されたものの、保証金を従来のような一万円でなく二万円に増額され、さらに一万円の都合を付けなければならなかつた。そこまでして移民送出を続ける気がなくなり、保証金を認めず、業務を廃めたものといえよう。

む す び

以上横浜移民合資会社について、明治二六年七月三一日の設立頃から、明治二八年四月の会社解散届までを詳細に検討した。その間に旅券申請を取扱つた移民の总数は一七回で五二八人、その中でもカナダ行きが一番多く二八八人、

次いでアメリカ行きが一七七人、ハワイ行きが四五人、オーストラリア行きが一八人である。カナダ移民は第一回から第一七回まで、第八回を除いて毎回扱っている。特に人数の多かったのは、第一回（明治二七年三月一〇日報告）の三五人、第一三回（四月二日報告）の三八人、第一五回（四月二八日報告）の一〇三人である。

本論でも述べたように、横浜移民合資会社がカナダやアメリカに向け移民送出を開始するのは、ちょうど日本明治移民会社がアメリカ、カナダへの移民送出を止めた時期からである。そして横浜移民合資会社の移民送出の全盛期は、第一回から第一五回、つまり移民保護規則制定前後の時期である。

日本明治移民会社がカナダ、アメリカ移民の送出を止めたのは、カナダを経由してアメリカに転航させようとした移民が契約移民としてカナダに送り返された事件が原因であった。日本明治移民会社がカナダ移民の送出を止める頃、アメリカ西海岸は極度の不景氣に陥っていたが、それでも月二〇ないし三〇人位の移民なら就職の機会もあるだろうと、日本明治移民会社の現地代理人が言っていた。それ故横浜移民合資会社の移民送出は、最初の内はほとんど問題なく過ぎたといえよう。問題になるのは明治二七年三月以後横浜移民合資会社のみならず、横浜海外殖民合資会社も移民送出を始め、両者合わせると第一回はカナダ四八人、アメリカ三一人、第二回はカナダ一二二人、アメリカ四一人、第三回はカナダ七二人、アメリカ八二人、第四回はカナダ三五人、アメリカ三九人、第一五回はカナダ一七六人、アメリカ一一人、と人数が急増することである。

このような人数の急増はなぜ起きたのであるか。日本国内に移民を希望するものが増えていることは勿論であるが、今はそのことは問題にしないでおこう。

移民保護規則制定の前後に時期に、既設の移民会社による移民送出が急増したのは、新規則ができた後も移民送出を継続することができるかどうかに不安を感じる会社が、最後の時期に、できるだけ多く移民を送出して、せめて渡

航手数料だけでも稼いでおきたいという野望があったものといえよう。

日本明治移民会社が官約移民から私的移民への切換えの時期にハワイへ自由渡航者五一一人を送出しながら、携帯金についての注意をあらかじめしていなかつたため、渡航者のほとんどが、上陸するために半強制的に砂糖耕地との契約をさせられた事件も、最後の儲けの機会を捉まえようとする会社関係者の姿勢を示すものであった。

横浜移民合資会社の第一五回目の一〇三名のカナダ移民（実際はアメリカのカリフォルニアへの転航）の送出も同様のものといえよう。たしかに会社の社長ほか出資者は市会議員、県会議員などの名士であり、あくどい商売をしそうもない人々である。しかし、移民募集人、カナダの現地代理人やその代理者などのやつた事を見ると、移民保護規則実施までのざくざくに粉れて一儲けを企んだものといえよう。移民募集に途中から参加した神戸の井上方勝なる人物は、神戸移民会社がユニオン炭坑契約移民で失敗した時にも、その問題を宣伝して会社を強請ろうとしたこともある人物である。これらの移民募集人が、横浜移民合資会社の移民募集を契機に金儲けを考えたということは充分考えられることである。カナダの現地代理人の行動も、不思議である。一〇三人の移民が現地に着いた時には、代理人の伊東はグアテマラへ出張で不在、その代理人小松崎ではほとんど何の役にも立たなかつた、という。カナダ代理店からの募集で送出した移民が、代理店の責任者不在のため、携帯金のあるもののみはアメリカ転航の手続きをしたが、その外はたちまち困難に直面した。携帯金のないものの分の費用を会社より送金したというが、その金額は二四〇〇円、しかしその金を使ってアメリカへ転航したのはわずかに五人、一人五〇〇円として二五〇〇円しか使っていない。残りの金はどうなつたのか。現地代理人と、その代理者が山分けしたのか。とにかくその後間もなく、代理店は閉鎖、代理人の伊東は日本へ帰国している。

送出された移民たちは、手数料はしっかりとられ、病気の場合には治療その他の面倒を見てもらえることになつて

おりながら、会社の廃業で見捨てられる事になる。

横浜移民合資会社がカナダ移民を止めた後を引継ぐような形で、移民送出を始めるのは神戸渡航合資会社である。兵庫県知事が認可している神戸渡航合資会社取扱いの旅券数は第一回（明治二七年九月）七二人（カナダ七一、アメリカ三）、第二回（一〇月）二人（カナダ二一）、第三回（一二月）一八六人（カナダ四八、アメリカ一、ハワイ一三七）、第四回（明治二八年一月）二〇〇人（カナダ一五、ハワイ一八五）である。第五回以後は専らハワイ移民を送出するようになる。この会社のカナダ移民送出中止の事情は、現地代理人の失踪である。

明治二四年から明治二八年の、外務省のカナダ行旅券発行数を見ると、次の通りである（括弧内はその年の移民送出を取扱った主な移民会社の扱い数）。

明治二四年	一八一名（神戸移民	一〇〇）
明治二五年	一一二名（神戸移民	七三）
明治二六年	一一三五名（日本明治移民	四〇一、横浜移民
明治二七年	七七九名（横浜移民	二一七、横浜海外殖民
明治二八年	一三三、神戸渡航	一三六）

明治二四年と明治二五年の神戸移民会社の一〇〇名、七三名は晩香坡島のユニオン炭坑への契約移民である。明治二六年の日本明治移民会社（神戸移民会社改称）の四〇二名は契約移民失敗後自由渡航者の斡旋に切替えたとの取扱い分であり、時期は九月まで。横浜移民合資会社の七一名は一〇月五日以後のものである。この二社以外の移民周旋業者の扱った人数は不明である。明治二七年の横浜移民会社の取扱数は二一七名、横浜海外殖民合資会社の取扱数は一三二名、同年九月以降の神戸渡航合資会社の取扱数が一三五である。合計すると四八五名で、この年の旅券発行

数の六〇%強である。このように、明治二六年、明治二七年にはカナダ移民は急激に増加したが、明治一八年には旅券発行数は四五四名に低下し、明治一九年は五四九名、明治三〇年は二〇六名となる。カナダ移民が再び急増するのは明治三年以降である。参考まで旅券発行数をあげておくと、明治三年は一〇三九名、明治三年は一七二六名、明治三三年は二七一〇名にのぼっている。この急増と、ハワイからの転航者の急増のため、カナダ政府の要求によつて明治三四四年にはカナダ行の旅券は発行停止となるのである。この第二次の急増期については改めて論ずる機会を持ちたい。

移民送出をめぐる募集人、送出の世話人と、現地の代理人と称する人物の両方が移民を食い物に儲けているあり方を見ると、今日の中国からのポート・ペーパルを思わずにはおれない。日本人移民を対象に当時の移民会社がしていったようなことが、今中国はじめ東南アジアの国々で行なわれているのである。当時の日本人にとってアメリカやカナダが金のなる木の生えている国に見えたようだ。今日日本は彼らには金のなる木の生えている国に見えるのだろう。当時の日本人はとにかくカナダやアメリカに入国でき、その内に就職もできたのに、今の日本では労働者の入国を認めていない、出国にあたって多額の金を使って来ているのに強制送還させられるのである。

注

- (1) 明治二六年八月三日付外務次官林董宛神奈川県知事中野健明書簡に同封（外務省外交史料館資料「三一八一一三六、横浜移民合資会社に関する雑件」）。
- (2) 明治二六年八月七日付神奈川県知事宛外務次官書簡「横浜移民合資会社設立一件に付回答」（同前）。
- (3) 明治二六年九月二日付神奈川県知事宛大西正雄書簡に同封（同前）。
- (4) 明治二六年九月九日付大西正雄宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (5) 明治二六年九月四日付神奈川県知事宛移民課長原敬書簡（同前）。

横浜移民合資会社のカナダ移民送出

- (6) 明治二六年一〇月五日付移民課長原敬宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (7) 明治二六年一月二日付移民課長原敬宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (8) 明治二六年一月二日付移民課長原敬宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (9) 明治二六年一月二日付移民課長原敬宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (10) 明治二六年一二月四日付移民課長原敬宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (11) 佐々木敏二「明治移民会社による自由渡航者の送出し」『汎』第八号参考。
- (12) 明治二六年一〇月二八日付外務次官宛晩香坡領事館清水精三郎事務代理報告「日本明治移民会社の取扱に係る出稼人の実況及其旅券处分方取調之件」（外務省外交史料館資料「三一八一一一四、日本明治移民会社移民取扱營業一件」）。
- (13) 明治二六年一〇月一二日付外務次官宛晩香坡領事館事務代理報告「太平洋沿岸における労働者失業に關し報告之件」（日本外交文書）第二六卷）。
- (14) 明治二六年一二月二五日付移民課長原敬宛神奈川県知事書簡（外務省外交史料館資料「三一八一一三八、移民取扱人を経由せる海外渡航者名簿」）。
- (15) 明治二七年一月一六日付移民課長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (16) 明治二七年一月二五日付移民課長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (17) 明治二七年二月六日付移民課長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (18) 明治二七年二月二七日付移民課長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (19) 明治二七年三月一〇日付移民課長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (20) 明治二七年三月二二日付移民課長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (21) 明治二七年四月二一日付外務次官林董宛晩香坡領事館事務代理報告「移住民取締に關する件」（外務省外交史料館資料「三一八一一二〇、英領カナダに於ける本邦移民渡航制限及排斥一件」）。
- (22) 明治二七年四月五日付外務次官宛神奈川県知事電報（外務省外交史料館資料三一八一一三六）。
- (23) 明治二七年四月六日付神奈川県知事宛外務次官電報（同前）。
- (24) 明治二七年四月六日付外務次官宛神奈川県知事電報（同前）。
- (25) 明治二七年四月六日付広島県知事宛外務次官電報（同前）。

- (26) 明治二七年四月一三日付外務省通商局長宛山口県知事電報（同前）。
- (27) 明治二七年四月一三日付山口県知事宛外務省通商局長電報（同前）。
- (28) 明治二七年四月一四日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社会計係脇沢金次郎「同書」（同前）。
- (29) 明治二七年四月一四日付外務大臣・内務大臣宛神奈川県知事「移民保護規則之義に付伺」（同前）。
- (30) 明治二七年四月一六日付神奈川県知事宛外務大臣・内務大臣書簡「横浜移民合資会社願出に付神奈川県知事より伺之件」（同前）。
- (31) 明治二七年四月一七日付神奈川県知事宛外務省通商局長書簡（同前）。
- (32) 明治二七年五月一日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社会計係脇沢金次郎「契約条項御認可願」（同前）。
- (33) 明治二七年五月二日付外務省通商局長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (34) 明治二七年五月七日付神奈川県知事宛外務省通商局長「横浜移民合資会社に於いて移民との間に締結すべき契約条件願出に対する回答」（同前）。
- (35) 明治二七年五月一四日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社大西正雄「上申書」（同前）。
- (36) 明治二七年五月一八日付外務省通商局長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (37) 明治二七年五月二四日付布哇總領事、桑港一等領事、晚香坡領事館事務代理宛外務省通商局長通知（同前）。
- (38) 明治二七年六月九日付神奈川県知事宛外務省通商局長書簡（同前）。
- (39) 明治二七年六月一一日付外務省通商局長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (40) 明治二七年六月一三日布哇總領事藤井三郎宛外務次官書簡（同前）。
- (41) 明治二七年六月一三日付晚香坡領事館事務代理宛外務次官書簡（同前）。
- (42) 明治二七年七月一日付外務次官宛布哇總領事藤井三郎報告「糸半商事加藤秀平身元取調の件」（同前）。
- (43) 加藤秀平は、明治移民会社が官約移民から民約移民への過渡期を狙つて五一一人の移民をハワイに送出したとき（六月九日神戸港出航、六月二九日ホノルル入港）のハワイ代理人である。明治移民会社の移民募集担当者恒川雅言は自由渡航者の募集にあたつて、五〇ドル以上の携帯金の必要なことを説明せずに移民を募集した。そのうえハワイに同行し、就職の面倒を見ると約束しながら、船に乗らず、愛国丸が帰国するまで姿を隠した。携帯金のなかつた移民たちは、代理人の加藤の云うままに砂糖収農場での労働契約に署名させられた。佐々木敏二、前掲論文参照。

横浜移民合資会社のカナダ移民送出

- (44) 明治二七年六月一四日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社大西正雄「上申書」（外務省外交史料館資料三一八一一三六）。
- (45) 明治二七年六月二二日付神奈川県知事宛外務省通商局長書簡（同前）。
- (46) 明治二七年六月二二日付桑港一等領事珍田捨巳宛外務省通商局長書簡（同前）。
- (47) 明治二七年六月二二日付晚香坡領事館事務代理清水精三郎宛外務省通商局長書簡（同前）。
- (48) 明治二七年七月一〇日付外務省通商局長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (49) 明治二七年七月八日付外務次官宛晚香坡領事館事務代理報告「横浜移民合資会社代理人に関する件」（同前）。
- (50) 明治二七年七月一四日付外務省通商局長宛桑港一等領事珍田捨巳報告「横浜移民合資会社に於いて大沢外一名を合衆国に在る代理人と定めんとする件回答（同前）。
- (51) 明治二七年四月二日付外務省通商局長宛神奈川県知事書簡（外務省外交史料館資料三一八一二一三八）。
- (52) 明治二七年四月一四日付外務省通商局長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (53) 明治二七年四月二八日付外務省通商局長宛神奈川県知事書簡（同前）。
- (54) 明治二七年五月一〇日付外務次官宛晚香坡領事館事務代理報告「当州内本邦移氏の状況附無錢乗船人増加の件」（外務省外交史料館資料三一八一二一一〇）。
- (55) 明治二七年五月二九日付内務次官、東京府、神奈川県、岡山県、広島県、山口県、熊本県、和歌山県、各知事宛外務省通商局長書簡（同前）。
- (56) 明治二七年五月一二日付外務次官宛晚香坡領事館事務代理報告「横浜移民合資会社取扱の渡航者取扱方の不当訴出の件」（外務省外交史料館資料三一八一二一三六）。
- (57) 明治二七年六月二日付神奈川県知事宛外務省通商局長書簡（同前）、同日付内務次官、東京府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、熊本県、和歌山県、各知事宛外務省通商局長書簡（同前）。
- (58) 明治二七年六月五日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社大西正雄「始末書」（同前）。
- (59) 明治二七年六月六日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社大西正雄「上申書」（同前）。
- (60) 一八九四年五月一二日付外務大臣陸奥宗光宛晚香坡市在留日本人三四六名總代吉岡沢造外一名「移住民制限に関する緊急意見書」（外務省外交史料館資料三一八一二一一〇）。
- (61) 明治二七年六月一日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社大西正雄「上申書」（外務省外交史料館資料三一八一二一三六）。

(62) 明治二七年六月一六日付外務省通商局長宛神奈川県知事書簡（同前）。

(63) 明治二七年六月二日付外務次官宛晚香坡領事館事務代理報告「横浜移民合資会社取扱の渡航者に關する件」、明治二七年六月一日付晚香坡領事館事務代理清水精三郎宛津田峰松、今田常太郎、黒田直松、大江政太郎「御願書」（同封）（同前）。

(64) 明治二七年六月二日付神奈川県知事宛外務省通商局長書簡（同前）。

(65) 明治二七年六月二二日付晚香坡領事館事務代理宛外務省通商局長書簡（同前）。

(66) 明治二七年七月九日付外務省通商局長宛晚香坡領事館事務代理報告「横浜移民合資会社移民取扱の件回答」（同前）。

(67) 明治二七年七月一九日付内務大臣井上馨宛神奈川県知事中野健明「移民取扱人営業願書送達之義に付上申」（同前）。

(68) 明治二七年七月一九日付内務大臣井上馨神奈川県知事中野健明「移民取扱人をして納付せしむべき保証金額の義に付伺」（同前）。

(69) 明治二七年七月一三日神奈川県知事宛横浜市長佐藤喜左衛門書簡（同前）。

(70) 明治二七年八月二日付外務大臣陸奥宗光宛内務大臣井上馨書簡（同前）。

(71) 明治二七年八月四日付内務大臣井上馨宛外務大臣陸奥宗光書簡（同前）。

(72) 明治二七年八月一四日付外務大臣陸奥宗光宛内務大臣井上馨書簡（同前）。

(73) 明治二七年七月一九日付外務次官宛晚香坡領事館事務代理報告「横浜移民合資会社当地代理店引扱に關する件」（同前）。

(74) 明治二七年八月一五日付神奈川県知事宛外務省通商局長書簡（同前）。

(75) 明治二七年六月四日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社大西正雄報告「外務省外交史料館資料三一八一二三八」。

(76) 明治二七年七月四日付神奈川県知事宛横浜移民合資会社大西正雄報告（同前）。

(77) 明治二七年八月一日付外務次官宛晚香坡領事館事務代理報告「渡航労働者の減少及夏鮭漁場在留人に關する件」（外務省外交史料館資料三一八一二二〇）。

(78) 明治二八年四月二三日内務大臣野村清宛神奈川県知事中野健明「移民取扱人業務廃止の義に付上申」（外務省外交史料館資料三一八一一三六）。

(79) 明治二八年五月二一日付内務省警保局長宛神奈川県知事書簡（同前）。